

南風原町子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
南風原町



はじめに

近年、子育てをめぐる状況は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより子育てに関する不安感や負担感が増大しております。また、仕事と子育てを両立するため、保育のニーズも多様化していることから、社会全体で子どもを取り巻く環境の整備と子育て世帯の支援を構築することが求められています。

このような状況に対処するため国では、子育てをしやすく、子どもたちがより豊に育つ社会の実現に寄与することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。これらの法律に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日から本格施行することとなります。

この法律では市町村において新たな「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。本町においては、平成26年5月30日に「南風原町子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査、今後の人口予想、制度・事業等の状況を踏まえた上で慎重にご審議いただき、この度、子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として「南風原町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、全ての子どもたちが地域のニーズに合った質の高い教育や保育を受けることができる環境整備を行うことで、将来を担う子どもたちに夢と希望を与え、心豊かに成長して欲しいと願いを込めたものとなっております。今後は、地域との連携を図りながら計画の実現に向けて取り組みを推進してまいります。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見とご提案をいただきました「南風原町子ども・子育て支援会議」の皆さまをはじめ、ご協力いただきました関係者の方々、また「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」にご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、今後とも、計画の推進に対し、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

平成27年3月

南風原町長 城間 俊 安

目 次

はじめに

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制等	5

第2章 南風原町の現状と課題

1. 人口の推移と推計	9
(1)人口	9
(2)区域別の推計人口	12
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	17
(1)認可保育所の状況	17
(2)地域子ども・子育て支援の状況	24
(3)認可外保育施設	27
(4)幼稚園の状況	29
(5)その他	30
(6)区域別の状況	32
3. ニーズ調査結果より傾向まとめ	35
(1)子育て家庭の状況について	35
(2)母親の就労について	35
(3)教育・保育サービスの利用について	35
(4)土曜、日曜・祝日の教育・保育サービスの利用希望について	35
(5)学童クラブの利用や希望について	36
(6)児童館について	36
(7)育児休業について	36

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	39
2. 次世代育成支援行動計画から継承する項目	39
3. 計画の基本目標	41
4. 支援対策の体系	41
5. 幼児期の教育・保育提供区域について	44
(1)教育・保育提供区域とは	44
(2)町の教育・保育提供区域	44

第4章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	49
(1) 南風原町全体	49
(2) 南風原中学校区域	54
(3) 南星中学校区域	59
2. 地域子ども・子育て支援事業	64
(1) 時間外保育事業	64
(2) 放課後児童健全育成事業	65
(3) 地域子育て支援拠点事業	68
(4) 一時預かり事業	68
(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	69
(6) 子育て援助活動支援事業（就学児）	70
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	70
(8) 利用者支援事業	70
(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業	71
(10) 養育支援訪問事業	71
(11) 妊婦健診事業	71
(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	72
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	72
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	72

第5章 支援対策 ～子どもと子育て家庭のための支援対策

1. 地域における子育ての支援の充実	75
(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保	75
① 0歳児、1歳児の保育の拡充	75
② 保育所における5歳児保育の充実	75
③ 公立幼稚園の複数年保育の実施	75
④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実	75
(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進	75
(3) 子どもの居場所づくり	76
① 放課後子ども総合プランの推進	76
①-1 放課後児童クラブの充実	76
①-2 放課後子ども教室の充実	76
①-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進	76
② 地域における居場所の確保、充実	76
2. 教育・保育等の質の確保と向上	77
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	77
① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方	77
② 保育の質の確保	77

③保幼小連携の推進	78
③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続	78
③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携	78
(2)人材の確保の推進	78
①保育士の確保	78
②幼稚園教諭の確保	78
③放課後の居場所における人材確保	78
④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保	78
3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実	79
(1)集い、交流による子育て支援の充実	79
①地域での子育てネットワークの構築	79
②地域子育て支援センターの充実	79
③母親学習グループの育成・支援	79
(2)相談、情報提供の充実	79
①相談機能の充実	79
①-1 関係機関等による各種相談の充実	79
①-2 利用者支援事業の実施	79
②情報提供の充実	79
②-1 周知・広報の強化	79
②-2 関係機関との連携による情報の提供	79
②-3 母子保健との連携による相談・情報提供	80
(3)経済的負担軽減策の推進	80
①児童手当	80
②就学、就園に対する減免	80
③こども医療費助成事業	80
4. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	81
(1)児童虐待防止対策の充実	81
①乳幼児健診等における虐待の早期発見	81
②虐待への対応の充実	81
③養育支援訪問事業	81
④児童虐待等に対する体制の強化・拡充	81
(2)ひとり親家庭の支援の充実	81
①ひとり親家庭への相談の充実	81
②児童扶養手当などの経済的支援	81
③母子家庭の母親に対する就労支援	82
④社会福祉協議会による母子寡婦福祉事業の支援	82
(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	82
①障がいの早期発見と早期支援の充実	82

②相談支援事業の充実	82
③発達障がいについての対応の充実	82
③-1 発達相談の充実	82
③-2 障害児通園事業の充実	82
③-3 移行支援の推進	82
③-4 発達支援の拠点整備	83
③-5 発達障がい児を持つ親の理解促進	83
④障がい児保育、教育の充実	83
④-1 障がい児保育の充実、学童クラブでの受け入れ支援	83
④-2 特別支援教育の充実	83
⑤障がい児のための福祉サービスの充実	83
⑥障がい児を受け入れるための施設整備	83

第6章 計画の推進について

1. 計画の周知	87
2. 計画の推進体制	87
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	87
4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック	88

>> 資 料 編

資料1 南風原町子ども・子育て会議設置条例	91
資料2 南風原町 子ども・子育て会議 委員名簿	92
資料3 諮問、答申書	93
資料4 南風原町子ども・子育て会議 会議開催の経緯	96

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

現代の子どもと子育て家庭を取り巻く環境においては、核家族化、女性の社会進出による共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化、若い世代での非正規雇用の増加などがみられ、こういった状況の中で特に保育所の待機児童が大きな社会問題となっています。また、祖父母や近隣住民等からの子育て支援や協力、見守りの不足は、家庭における子どもの養育力低下の一因となっています。

国では、次代を担う子どもの育成を総合的に支援するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を定め、市町村単位で、地域の実情に応じた子どもと子育て家庭の支援対策を計画的に進めることが示されました。町においても平成17年には「南風原町次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定し、平成22年には前期計画を見直した後期計画を掲げ、保育等の子育て支援、母子保健、教育環境、児童虐待、ひとり親家庭、障がい児や発達障がい等、地域の安全確保など、様々な分野における支援策を展開してきました。

さらに国では、子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、幼保一体化を含む新たな子育て支援システムの構築を目指し、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、子育て家庭への支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

町では、このような方向性を踏まえ、新制度に基づき「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」等の整備計画、保幼小の連携、教育・保育の質の確保等について掲げた「南風原町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。なお、本計画では、次世代育成支援行動計画も一体的に策定しており、事業計画に盛り込むべき内容のほか、放課後の居場所づくり、要保護児童等への支援などを掲げ、「子どもが育つ喜び、子どもを育てる喜び」に満ちあふれた、ちむぐる豊かな地域づくりを目指し、各種対策を推進するものです。

■子ども・子育て関連三法（概要）

1. 子ども子育て 支援法	1.質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 2.保育の量的拡大・確保 3.地域の子ども・子育て支援の充実
2. 認定こども園の 一部改正法	1.幼保連携型認定こども園の充実 2.幼保連携型認定こども園の認可・指導監修等の一本化
3. 関係法律の 整備法律	・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

■子育てをめぐる課題と解決策（国のリーフレットより）

課題 1. 親の就労状況にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育が望まれている。
（共働き家庭が増え、**保育とともに教育の両方の機能を持つ施設**が必要となっている。）

対応策：幼稚園機能と保育所機能を総合的に備える施設の普及（**認定こども園**）

課題 2. 家庭や地域の子育て力が低下している
（核家族化、地域性の希薄化など。親育て、地域のつながり不足）

対応策：地域での**多様な子育て支援を展開**（子育て相談・交流の場、一時預かりなど）

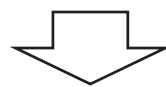
課題 3. 待機児童が存在する。保育所に預けられない。

対応策：保育所の計画的整備や、少人数を預かる保育への支援

子育てをめぐる課題に対する解決策を進めるために、市町村のおかれている現状を踏まえ、「幼児期の教育・保育」、「子ども・子育て支援事業」等のサービス提供について「必要量の見込み」と「提供量の確保策」、「質的改善」などを計画的に示し、地域での安心できる子育て支援環境づくりを講じていくことが本計画の目的です。

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。



計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所＝施設型給付の対象※

*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付
の対象※

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子ども・子育て支援事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の「確認」を受けたもの

2. 計画の位置づけ

<法的根拠>

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づいているほか、改正された次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

<他計画との関係>

本計画は、本町の上位計画である「第四次南風原町総合計画」を踏襲するとともに、「第一次南風原町地域福祉推進計画」をはじめとする子どもの福祉や教育に関する町他計画等と整合性を図っています。また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性も図り策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

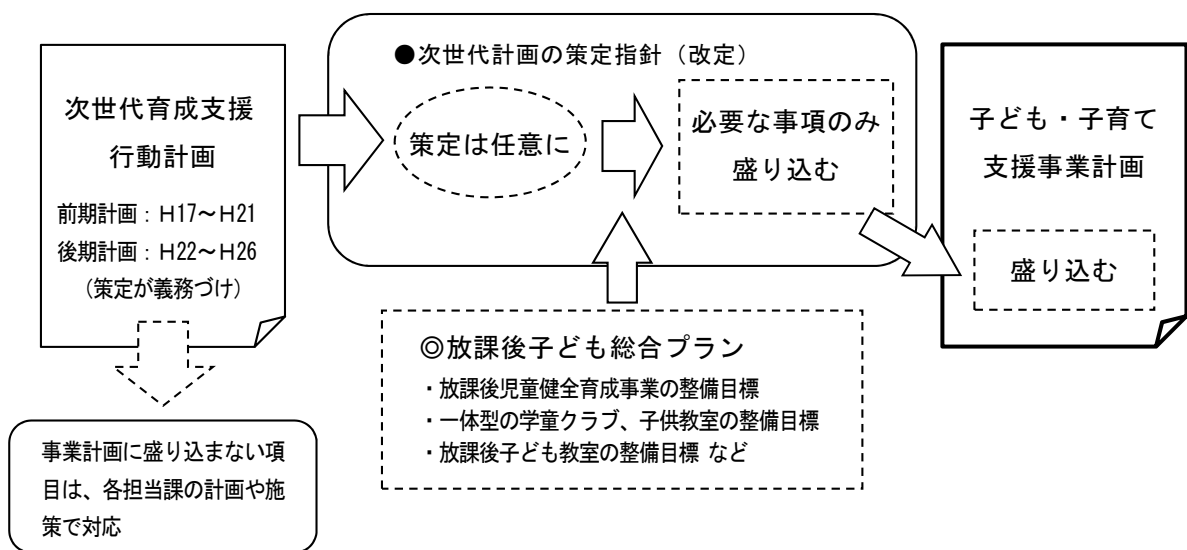
（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定

次世代育成支援行動計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの少子化対策を中心とした総合的な子育て支援の計画であり、市町村は策定が義務付けされてきました。この計画は平成 27 年度以降は、改正された次世代育成支援対策推進法により任意での策定となり、また「計画の一部のみの策定」、「子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定」することも可能となりました。本町では、幼児期の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業といった子育て支援サービス等の確保方策、保幼小の連携、保育の質の確保などを必須項目として掲げる子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援行動計画の一部を一体的に策定し、子どもの育ちを保障し、また子育てをしやすい環境づくりを目指します。

また、小学生が健全に、安全に、放課後を過ごすために、「放課後子ども総合プラン」を本計画の中に盛りこみ、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と放課後子ども教室のさらなる推進を図ります。



4. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年計画です。また、計画中間年にあたる平成 29 年度には、ニーズや社会情勢等を見極めながら計画の見直しを行います。

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
策 定		計画期間（5 年）				
				見直し		

5. 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、県との連携、庁内の関係課との意見交換により取り組みの調整・確認を行ったほか、有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「南風原町子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

第2章 南風原町の現状と課題

第2章 南風原町の現状と課題

1. 人口の推移と推計

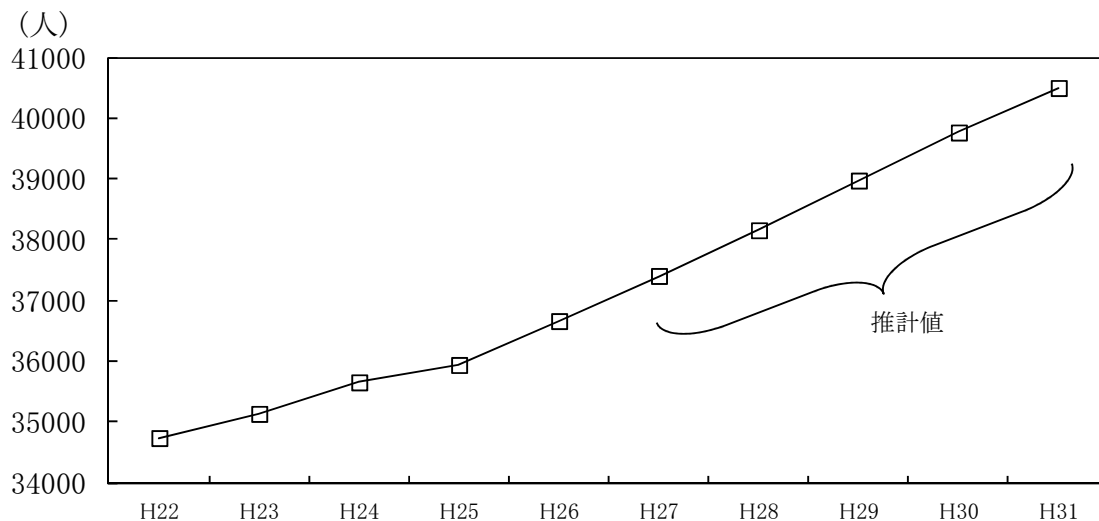
(1) 人口

① 総人口

総人口は今後も増加を続けていくと予測されます。平成25年から平成26年の増加人数が722人となっており、過去5年で最も大きく伸びています。推計によると、今後も1年当たりの増加人数は概ね700人台になると見込まれ、平成31年には40,000人を超える見通しです。

実績値	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26			
実績人口	34,739	35,137	35,656	35,941	36,663			
前年からの増加	—	398	519	285	722			
						平成26実績からの増加分		
推計値	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成26→ 平成27	平成26→ 平成29	平成26→ 平成31
総人口推計値	37,406	38,158	38,975	39,767	40,499	+743	+2,312	+3,836
前年からの増加	743	752	817	792	732			

総人口



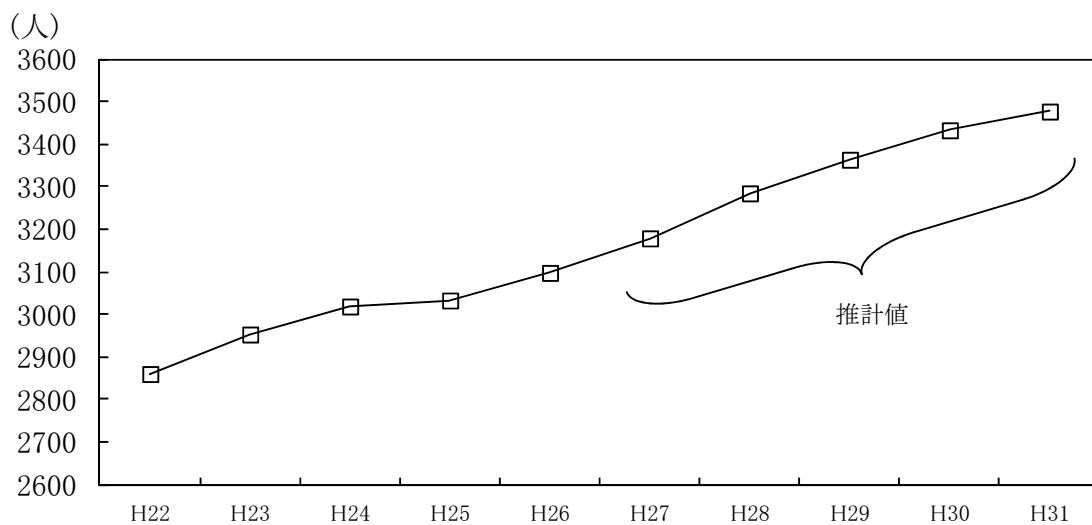
② 0～5 歳児（就学前児童）

0～5 歳児も総人口と同様に増加を続けると推計されています。平成 26 年の実績人口は 3,098 人で、前年より 65 人増となります。今後も一年当たり 50 人～100 人程度増加すると予測されます。

平成 31 年には、平成 25 年よりも 379 人増になると推計されています。

実績値	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26			
実績人口	2,860	2,953	3,019	3,033	3,098			
前年からの増加	—	93	66	14	65			
						平成 26 実績からの増加分		
推計値	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 26→ 平成 27	平成 26→ 平成 29	平成 26→ 平成 31
0～5 歳児推計値	3,179	3,285	3,364	3,433	3,477	+81	+266	+379
前年からの増加	81	106	79	69	44			

0～5 歳児人口



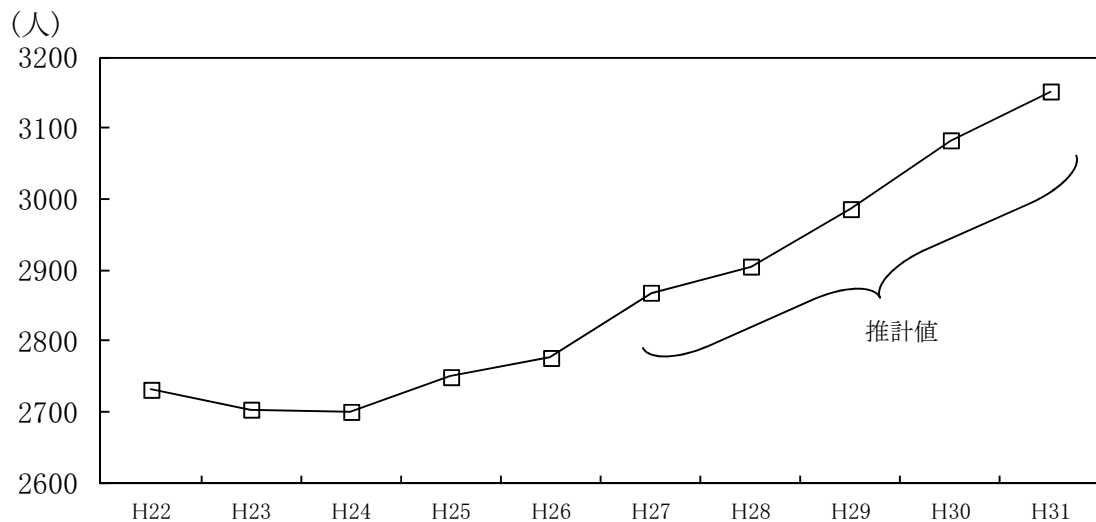
③ 6～11歳児（小学生）

6～11歳児は、平成26年以降急増すると予測されます。平成26年の実績人口では前年より27人の増加でありましたが、平成27年に92人と大きく増加し、その後も同程度の増加が続いていく見込みです。

平成31年には平成26年と比べ、376人増となる見込みです。転入のほか、増加した0～5歳児が小学校に入学していくことが増加の要因と考えられます。

実績値	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26			
実績人口	2,731	2,703	2,700	2,749	2,776			
前年からの増加	—	▲28	▲3	49	27			
						平成26実績からの増加分		
推計値	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成26→ 平成27	平成26→ 平成29	平成26→ 平成31
6～11歳児推計値	2,868	2,905	2,986	3,083	3,152	+92	+210	+376
前年からの増加	92	37	81	97	69			

小学生（6～11歳児）

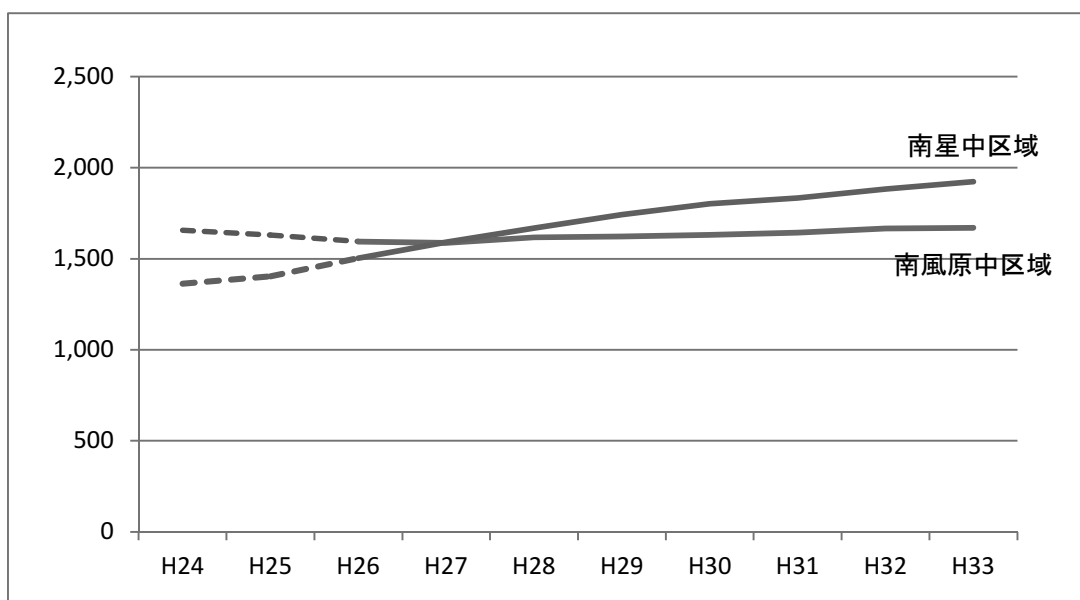


(2) 区域別の推計人口

① 0～5 歳児の推計

南風原中学校区、南星中学校区ともに増加で推計されていますが、南星中学校区は大きく増加すると見込まれています。平成 26 年実績では南風原中学校区の方が南星中学校区を上回っていますが、平成 27 年以降はこれが逆転すると予測されています。

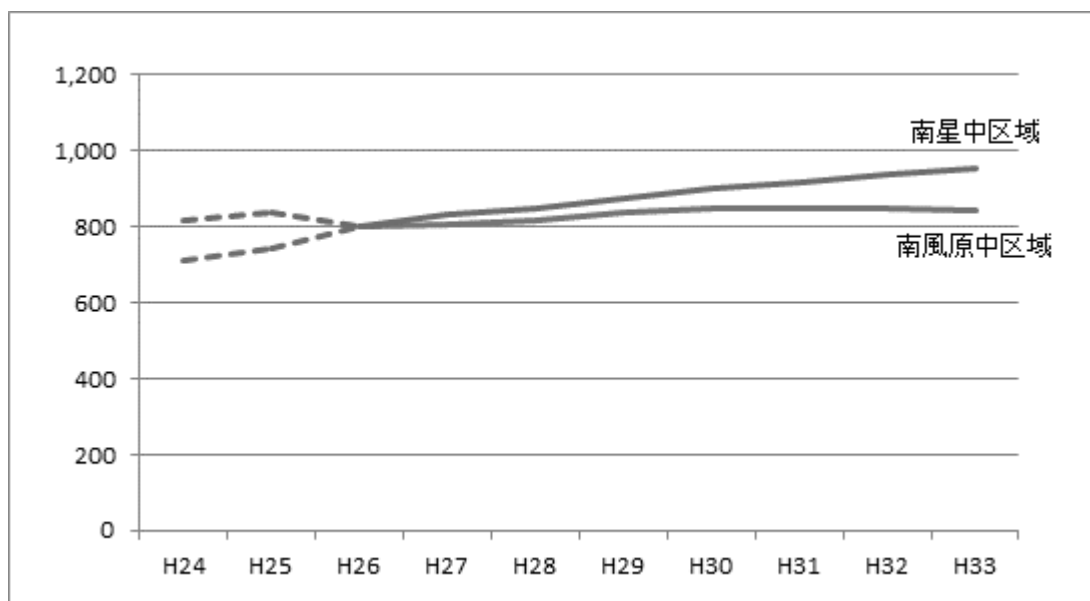
0～5 歳児	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33
総数	3,019	3,033	3,098	3,179	3,285	3,364	3,433	3,477	3,549	3,593
南風原中区域	1,656	1,630	1,595	1,587	1,616	1,622	1,631	1,644	1,667	1,669
南星中区域	1,363	1,403	1,503	1,592	1,669	1,742	1,802	1,833	1,882	1,924



②区域別 0 ～ 2 歳児の推計

0 ～ 2 歳児でも 0 ～ 5 歳児と同様の傾向であり、南星中学校区では大きな増加と推計されています。南風原中学校区は平成 30 年までの増加後は、横ばいから減少傾向になると予測されています。

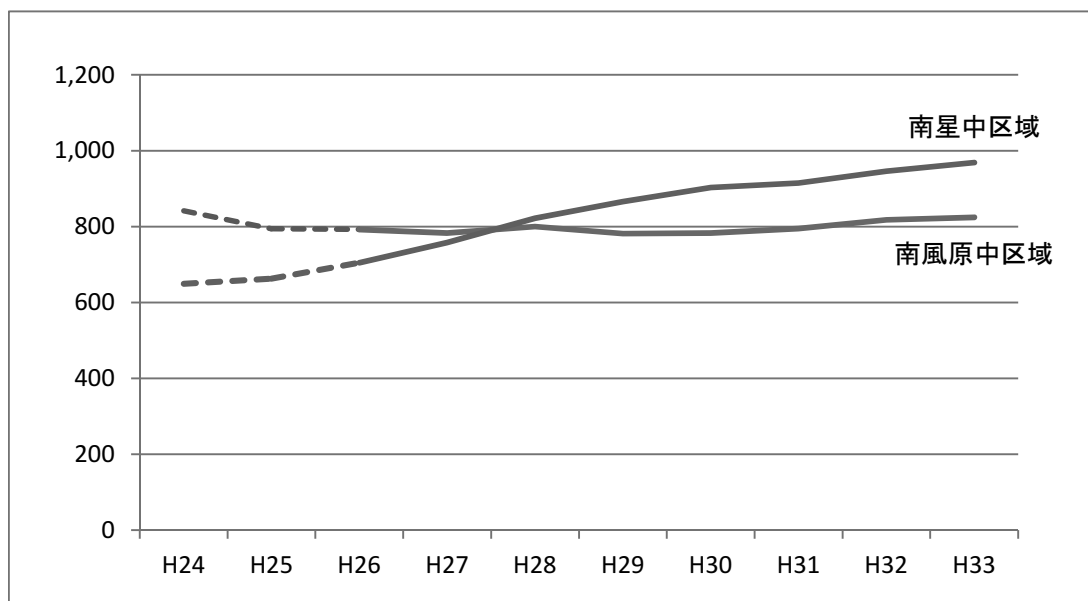
0 ～ 2 歳児	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33
総数	1,527	1,575	1,600	1,638	1,662	1,716	1,746	1,767	1,785	1,799
南風原中区域	814	835	802	804	816	840	848	849	849	844
南星中区域	713	740	798	834	846	876	898	918	936	955



③区域別 3 ～ 5 歳児の推計

3 ～ 5 歳児でも、南星中学校区の増加が著しいです。南風原中学校区では概ね横ばいから緩やかな増加で推移すると予測されています。

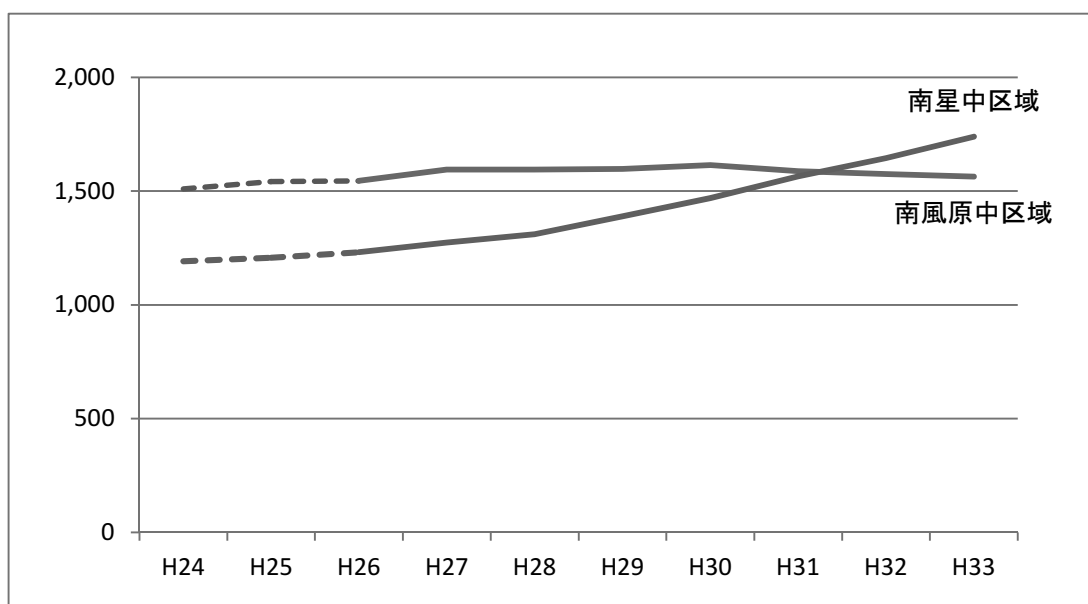
3 ～ 5 歳児	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33
総数	1,492	1,458	1,498	1,541	1,623	1,648	1,687	1,710	1,764	1,794
南風原中区域	842	795	793	783	800	782	784	795	818	825
南星中区域	650	663	705	758	823	866	903	915	946	969



④区域別 6～11歳児(小学生)の推計

6～11 歳の小学生にあたる世代では、南星中学校区で急増すると推計されています。一方、南風原中学校区は概ね横ばいで推移した後、平成 30 年以降で減少傾向になると見込まれています。平成 31 年には南星中学校区が南風原中学校区の人数を上回ると予測されます。

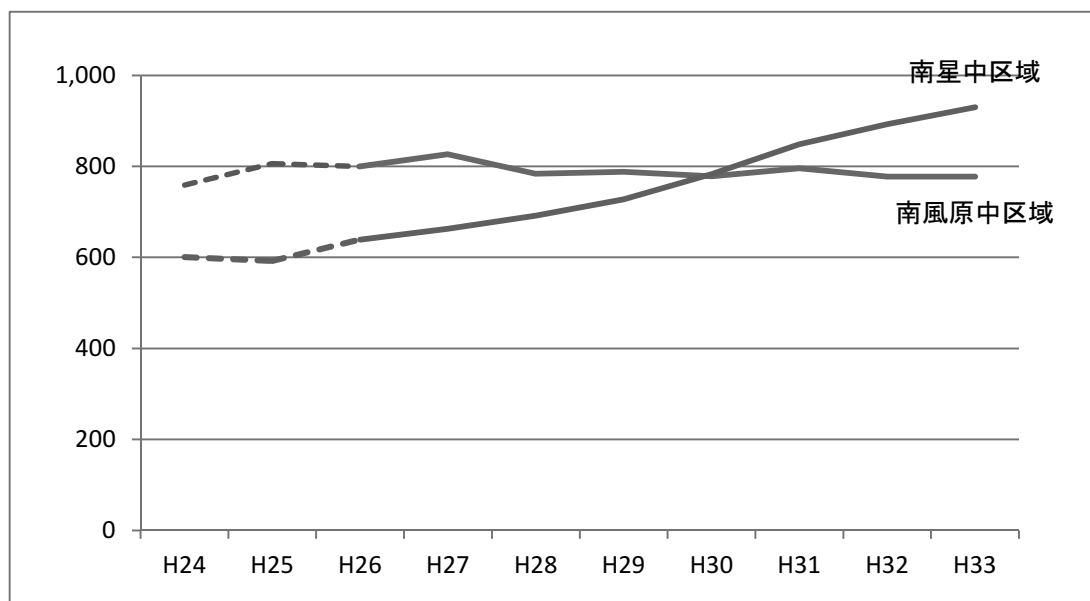
6～11 歳児	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33
総数	2,700	2,749	2,776	2,868	2,905	2,986	3,083	3,152	3,220	3,303
南風原中区域	1,509	1,542	1,545	1,594	1,594	1,597	1,614	1,588	1,574	1,564
南星中区域	1,191	1,207	1,231	1,274	1,311	1,389	1,469	1,564	1,646	1,739



⑤区域別 6 ～ 8 歳児 (小学校低学年) の推計

小学校低学年にあたる 6 ～ 8 歳児についても、南星中学校区で急増すると推計されています。南風原中学校区は増減を繰り返しますが、概ね横ばいで推移すると見込まれています。平成 30 年には南星中学校区が南風原中学校区の人数を上回ると予測されます。

6 ～ 8 歳児	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33
総数	1,360	1,398	1,439	1,490	1,476	1,516	1,561	1,644	1,670	1,708
南風原中区域	759	806	800	827	784	788	778	796	777	778
南星中区域	601	592	639	663	692	728	783	848	893	930



2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1) 認可保育所の状況

① 認可保育所入所申込者数の推移

認可保育所の申込者数は増加傾向で推移しています。平成25年4月では1,401人です。前年より49人増加、平成21年からは165人伸びています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
3歳未満児	633	654	659	673	723
3歳以上児	603	626	635	679	678
総 数	1,236	1,280	1,294	1,352	1,401

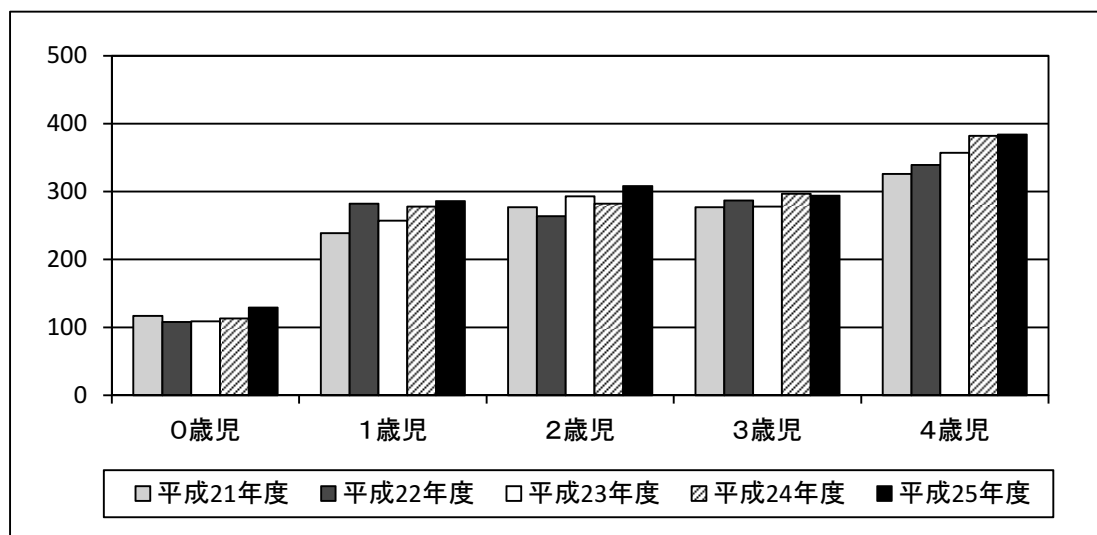
※各年4月1日現在

年齢別にみると、各年齢とも増加傾向にあります。4歳児の申し込みが特に多く、平成25年では、384人となっています。また、0歳児は129人の申し込みとなっています。

(年齢別内訳)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳児	117	108	109	113	129
1歳児	239	282	257	278	286
2歳児	277	264	293	282	308
3歳児	277	287	278	297	294
4歳児	326	339	357	382	384
5歳児					
総 数	1,236	1,280	1,294	1,352	1,401

※各年4月1日現在



②認可保育所定員と入所児童数の推移

町では、平成 23 年と平成 25 年にそれぞれ 90 人ずつ認可保育所の定員を増やしており、平成 25 年では 1,230 人となっています。入所については弾力化による対応を行っています。弾力化は概ね 110%前後で実施しており、入所児童数は平成 25 年で 1,356 人となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
定員	1,050	1,050	1,140	1,140	1,230
入所児童数	1,145	1,167	1,215	1,270	1,356
弾力化率	109	111	106	111	110

※各年 4 月 1 日現在

②-1 認可保育所一覧（平成 25 年 4 月 1 日現在）

町内の認可保育所は、平成 25 年 4 月現在で公立 1 か所、法人 10 か所の計 11 か所整備されています。各園とも定員を上回る入所児童数となっています。

また、入所児童数は 4 月の 1,356 人から 10 月には 1,418 人へと 62 人増加しています。そのほとんどは 0 歳児です。

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
宮平保育所	60	63	6	12	12	15	18	
津嘉山保育園	150	153	15	32	35	35	36	
かねぐすく保育園	90	99	8	18	18	20	20	15
はなぞの保育園	120	135	13	28	29	28	25	12
若夏保育園	120	130	14	29	29	29	29	
みつわ保育園	120	134	9	24	27	27	28	19
さんご保育園	150	155	12	30	32	28	31	22
はえばる保育園	150	168	18	36	40	38	36	
マイフレンズ保育園	90	110	12	24	24	24	26	
ていだ保育園	90	102	11	22	24	23	22	
なのはな保育園	90	107	9	15	23	23	23	14
総 数	1,230	1,356	127	270	293	290	294	82

※平成 25 年 4 月 1 日現在

②-2 認可保育所一覧（平成 25 年 10 月 1 日現在）

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
宮平保育所	60	63	6	12	12	15	18	
津嘉山保育園	150	156	20	31	35	35	35	
かねぐすく保育園	90	102	12	18	18	19	20	15
はなぞの保育園	120	143	15	30	30	29	27	12
若夏保育園	120	141	26	29	29	28	29	
みつわ保育園	120	137	16	24	26	27	26	18
さんご保育園	150	174	24	31	33	31	33	22
はえばる保育園	150	175	24	36	40	38	37	
マイフレンズ保育園	90	112	15	24	23	24	26	
ていだ保育園	90	104	14	22	24	23	21	
なのはな保育園	90	111	16	15	23	23	21	13
総 数	1,230	1,418	188	272	293	292	293	80

※平成 25 年 10 月 1 日現在

②-3 4 月時点と 10 月時点の認可保育所入所者の比較

	総数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
4 月児童数	1,356	127	270	293	290	294	82
10 月児童数	1,418	188	272	293	292	293	80
増加人数	62	61	2	0	2	▲1	▲2

※平成 25 年度実績

②-4 認可保育所一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在）

平成 26 年 4 月は、定員を前年より 40 人増やし、1,270 人で対応しています。入所児数は 0 歳児は 124 人、1～4 歳児はそれぞれ 300 人前後、5 歳児は 88 人となっています。

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
宮平保育所	60	64	6	12	12	17	17	
津嘉山保育園	150	157	20	34	34	34	35	
かねぐすく保育園	100	101	10	21	18	20	18	14
はなぞの保育園	120	144	10	29	29	29	27	20
若夏保育園	120	120	15	29	29	27	20	
みつわ保育園	120	131	9	25	28	28	29	12
さんご保育園	150	170	12	36	34	36	33	19
はえばる保育園	150	176	16	40	40	41	39	
マイフレンズ保育園	90	98	6	18	24	20	23	7
ていだ保育園	120	127	15	30	28	30	24	
なのはな保育園	90	108	5	21	20	24	22	16
総 数	1,270	1,396	124	295	296	306	287	88

※平成 26 年 4 月 1 日現在

③保育所入所待機児童数の推移

認可保育所の待機児童数について各年 4 月の状況をみると、平成 23 年、24 年の 40 人台が 25 年には 23 人に減少しました。しかし、26 年には 49 人と急増しています。49 人中 44 人が 3 歳未満となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3 歳未満児	29	21	34	32	19	44
3 歳以上児	10	6	6	16	4	5
総 数	39	27	40	48	23	49

※各年 4 月 1 日現在

③-1 年齢別の保育所入所待機児童数の推

待機児童数を年齢別にみると、1歳児が特に多く 49%を占めます。また、2歳児も合わせると 78%となり、1、2歳児が待機児童の大半を占めていることがわかります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳児	11	4	7	10	1	6
1歳児	12	12	16	14	11	24
2歳児	6	5	11	8	7	14
3歳児	8	4	5	10	3	3
4歳児	2	2	1	6	1	2
5歳児						
総 数	39	27	40	48	23	49

※各年 4 月 1 日現在

③-2 4月時点と10月時点の待機児童数の比較

待機児童数を4月と10月の状況で比較すると、4月の23人に対し10月には83人と、60人増となっています。年齢別にみると、0歳児が4月は1人であったのに対し、10月では39人と、大幅に増加しています。産休・育休明けでの保育所希望など、年度途中からの入所を希望する人が多いことが要因となっています。その他、1、2歳も10人程度増加しています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成25年 4 月	1	11	7	3	1	0	23
平成25年10月	39	20	17	6	1	0	83
増 減	38	9	10	3	0	0	60

③-3 区域別(中学校区別)の待機児童数

待機児童を区域別(中学校区別)にみると、平成 25 年 4 月は南風原中学校区で 10 人、南星中学校区で 13 人となっています。10 月になると南風原中学校区で 34 人、南星中学校区では 49 人となります。両地区とも 0 歳児が大きく増加するほか、南星中学校区 1 歳、2 歳が 10 人を超えます。

	全体	南風原中学校区	南星中学校区
0 歳児	1	1	0
1 歳児	11	5	6
2 歳児	7	1	6
3 歳児	3	2	1
4 歳児	1	1	0
5 歳児	0	0	0
計	23	10	13

※平成 25 年 4 月 1 日現在

	全体	南風原中学校区	南星中学校区
0 歳児	39	18	21
1 歳児	20	8	12
2 歳児	17	4	13
3 歳児	6	3	3
4 歳児	1	1	0
5 歳児	0	0	0
計	83	34	49

※平成 25 年 10 月 1 日現在

平成 26 年 4 月の待機児童は 49 人で、前年同時期より 26 人増加しています。特に 1 歳児が 24 人と、前年の 11 人から 13 人増加しているほか、2 歳児も前年の 7 人が 14 人へと倍増しています。0 歳児も前年の 1 人から 6 人へと増加しています。

	全体	南風原中学校区	南星中学校区
0 歳児	6	3	3
1 歳児	24	12	12
2 歳児	14	6	8
3 歳児	3	1	2
4 歳児	2	0	2
5 歳児	0	0	0
計	49	22	27

※平成 26 年 4 月 1 日現在

③-4 待機児童の保護者の就労状況

待機児童の保護者の就労状況をみると、非常勤での就労中が 70%で非常に高くなっています。常勤での就労中は 9%でした。また、求職中は 0%、その他の理由は 21%となっています。

	就労中		求職中	その他 (出産・看護・災害等)	合計
	常勤	非常勤			
人数	2	16	0	5	23
構成比	9%	70%	0%	21%	100%

※平成 25 年 4 月 1 日現在

(2) 地域子ども・子育て支援の状況

①地域子ども・子育て支援事業の実施保育所の状況

認可保育所名	延長保育	一時預かり	特定保育	地域子育て支援センター
宮平保育所	○	○	○	○
津嘉山保育園	○			○
かねぐすく保育園	○	○	○	○
はなぞの保育園	○			
若夏保育園	○			
みつわ保育園	○	○	○	
さんご保育園	○			
はえばる保育園	○			
マイフレンズ保育園	○			
ていだ保育園	○			
なのはな保育園	○			

※平成 25 年 4 月 1 日現在

①-1 延長保育事業の利用状況

延長保育事業は、勤務時間等の都合上やむを得ず、通常の保育時間(11 時間)を超えて保育が必要となる児童の保育を行う事業です。

町内の全ての認可保育所で実施しています。利用延べ人数は平成 25 年度で 29,191 人です。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用延べ人数	24,809	23,760	28,191

①-2 一時預かりの利用状況

一時預かり事業は、保護者の傷病・入院、災害・事故又は育児等に伴う心理的・肉体的な負担の解消のため、緊急又は一時的に保育を行う事業です。

町内の 3 つの園で実施しています。利用延べ人数は平成 25 年度で 2,273 人です。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用延べ人数	2,356	2,052	1,612	2,273

①-3 特定保育の利用状況

保護者が就労(パート・短時間勤務など)や定期的な看護等により児童の保育ができず、かつ同居の親族等も保育できない時に保育を行う事業です。

町内の3つの園で実施しています。利用延べ人数は平成25年度で1,881人です。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用延べ人数	1,212	1,653	1,601	1,881

①-4 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業は、子育て家庭等の育児に関する相談指導、情報提供、子や親同士の交流の場などを行う事業です。

町内の3つの園で実施しています。利用延べ人数は平成25年度で11,992人です。

名称	年間利用延べ人数		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
宮平保育所	7,111	6,234	6,102
津嘉山保育園 (たんぼぼ広場)	5,131	4,868	3,814
かねぐすく保育園	2,681	2,041	2,076
合 計	14,923	13,143	11,992

②ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、会員同士が子どもを預けたり、預かったりして、地域ぐるみで子育てをサポートする活動です。登録会員数は、平成25年度で「おねがい会員」(子どもを預けたい人)が266人、サポート会員(子どもを預かれる人)が88人、どちらも会員(預けたり、預かったりしたい人)が42人となっています。会員数は増加しており、特におねがい会員の増加が大きいです。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
おねがい会員	172	214	266
サポート会員	70	83	88
どちらも会員	28	40	42

③放課後児童クラブ(学童クラブ)の推移

放課後児童クラブは平成 26 年度で 18 ヲ所あり、利用者数は 609 人、そのうち小学 1 年生が 226 人と、もっとも多くなっています。また、未就学児での利用が 8 人となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	14	14	15	14	18	18
利用者数計	322	343	370	464	462	609
未就学児					15	8
1 年生					173	226
2 年生					124	187
3 年生					87	108
4 年生以上					63	80

名称	地区 (字名)	利用者数					
		計	未就学児	1 年生	2 年生	3 年生	4 年以上
よなは学童クラブ	与那覇	57		29	15	13	
北丘学童クラブ	宮平	65		23	24	13	5
津嘉山学童クラブ	津嘉山	52	3	19	17	13	
学童クラブわんぱく家	津嘉山	51		16	2	10	23
ドルチェ学童クラブ	兼城	50	1	31	9	8	1
こがね森学童クラブ	兼城	45		12	8	13	12
みやび学童クラブ	大名	24		6	7	3	8
翔南学童クラブ	喜屋武	54		7	22	14	11
竹の子学童クラブ	津嘉山	65		24	26	8	7
第二こがね森学童クラブ	兼城	29		3	12	3	11
学童クラブVI-VA	宮平	47	4	24	19		
やまびこ学童クラブ	宮平	16		5	8	3	
なでしこ学園	新川	7		2	3	2	
正道館学童クラブ	兼城	20		5	10	3	2
キッズクラブカナカナ	兼城	11		9	2		
さくらんぼ保育園	津嘉山	1			1		
わんぱく保育園	本部	15		11	2	2	
さくら乳児園	本部	0					
総 数		609	8	226	187	108	80

※平成 26 年 4 月 1 日現在

(3) 認可外保育施設

①認可外保育施設の状況

町内には、認可外保育施設が 14 カ所あり、平成 25 年 4 月現在で 629 人を受け入れています。年齢別にみると、1 ～ 4 歳児がそれぞれ 130 ～ 140 人受け入れており、特に 2 歳児が 141 人でもっとも多くなっています。

施設名	地区 (字名)	利用者数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
育伸北丘幼児園	宮平	9	0	0	2	2	3	2
開邦幼児学園	新川	30	1	12	17	0	0	0
さくら乳児園	本部	15	5	2	2	2	4	0
さくらんぼ保育園	津嘉山	86	7	25	28	15	11	0
第一団地幼児園	本部	8	0	0	0	3	5	0
たんぽぽ保育園	与那覇	50	6	10	8	11	15	0
なでしこ学園	新川	47	2	8	6	13	9	9
なないろ乳幼児園	津嘉山	81	9	14	16	24	18	0
ちびっこランド南風原園	宮平	15	2	5	1	3	2	2
めだか保育園	本部	24	0	3	8	4	9	0
やまびこ保育園	宮平	56	0	10	14	16	16	0
よいサマリア人保育園	新川	27	0	9	3	6	5	4
よなは保育園	与那覇	169	4	32	33	32	41	27
わんぱく保育園	本部	12	0	3	3	5	1	0
総 数		629	36	133	141	136	139	44

※平成 25 年 4 月 1 日現在

①-1 町内の認可外保育施設の市町村別の利用状況

町内の認可外保育施設には町外からの利用者も多いです。県の調査によると、受け入れ数 667 人に対し、南風原町内からの利用は 404 人で、6 割を占めています。町外からの内訳は、那覇市が 61 人、与那原町が 54 人、南城市が 46 人、八重瀬町が 43 人、豊見城市が 28 人で、その他の市町村は 10 人以下となっています。

計	那覇市	宜野湾市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	八重瀬町	与那原町	南風原町	その他
667	61	3	9	9	28	46	8	43	54	404	2

※県資料より(沖縄県第2回子ども・子育て会議資料 資料3より/平成25年10月1日現在)

①-2 町外の認可外保育施設の利用状況

町内在住者の町外の認可外保育施設利用状況をみると、那覇市内の利用が 70 人で非常に多くなっています。その他にも、南部や中部市町村の保育施設利用が見られ、これらを合計すると 106 人となります。

計	那覇市	宜野湾市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	八重瀬町	与那原町	その他
106	70	2	2	2	4	2	8	7	7	2

※県資料を参考(沖縄県第2回子ども・子育て会議資料 資料3より/平成25年10月1日現在)

(4) 幼稚園の状況

① 公立幼稚園の入園児推移

公立幼稚園の入園児は平成 26 年度で 360 人であり、前年より 20 人増加しています。受け入れは 5 歳児のみとなっています。

また、午後の預かり保育は 4 園すべてで実施しており、利用者は 247 人となっています。給食もあります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3 歳児						
4 歳児						
5 歳児	329	318	331	349	340	360
総 数	329	318	331	349	340	360

※各年 5 月 1 日現在

①-1 公立幼稚園別の入園状況

施設名	定員	入所者数				午後の預かり保育		
		計	3 歳児	4 歳児	5 歳児	定員	利用者数	給食有無
南風原幼稚園	定めなし	90			90	定めなし	66	有
津嘉山幼稚園	定めなし	119			119	定めなし	90	有
北丘幼稚園	定めなし	100			100	定めなし	50	有
翔南幼稚園	定めなし	51			51	定めなし	41	有
総 数	定めなし	360			360	定めなし	247	

※平成 26 年 5 月 1 日現在

② 私立幼稚園

町内在住の幼児の私立幼稚園利用者は 124 人で、町内利用者は 78 人となっています。町外利用についてみると、与那原町に 27 人、那覇市に 12 人等となっています。

なお、町内の私立幼稚園は 1 カ所となっています。

計	那覇市	宜野湾市	浦添市	西原町	与那原町	南風原町	その他
124	12	2	2	2	27	78	1

※県資料より(私立幼稚園利用状況調査総括表／平成 26 年 2 月末)

(5) その他

①放課後子ども教室の推移

放課後子ども教室の実施数は、平成 25 年度で 4 カ所となっており、21 年度の 3 カ所から増加しています。実施カ所の増加にともない利用児童も増えており、平成 25 年度は 121 人が利用しています。主に小学校低学年児童が多くなっています。

4 カ所とも利用者数は 30 人前後であり、もっとも多いのは北丘小学校の「わんぱく広場」で 39 人となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子ども教室数	3	4	3	3	4
利用者数計	89	112	63	89	121
1 年生	31	32	17	26	39
2 年生	21	39	16	25	30
3 年生	19	22	18	16	25
4 年生	17	5	8	13	15
5 年生	0	8	0	8	6
6 年生	1	2	4	1	6

①-1 放課後子ども教室の利用状況

名 称	地区(学校)	利用者数						
		計	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
わくわく広場	南風原小	31	8	9	6	3	3	2
わんぱく広場	北丘小	39	10	9	9	8	3	0
ひやゆい広場	津嘉山小	25	9	7	7	1	0	1
すくすく広場	翔南小	26	12	5	3	3	0	3
総 数		121	39	30	25	15	6	6

※平成 25 年度の状況

②児童館の推移

市内の児童館は4カ所あり、平成25年度の利用延べ人数は52,660人となっています。1ヶ月当たり4,388人が利用している換算となります。

児童館別で見ると、津嘉山児童館が年間15,290人でもっとも多くなっています。

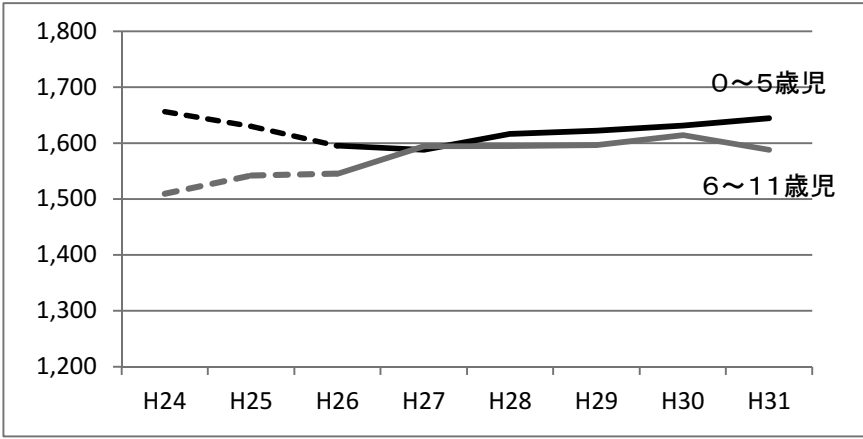
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童館数	4	4	4	4	4
延べ利用者数	62,677	64,750	57,412	56,718	52,660

②-1 児童館の利用状況

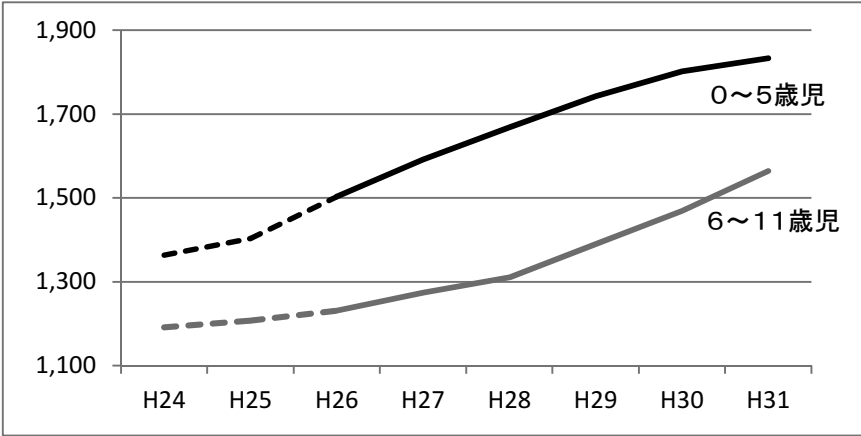
名 称	地区(学校)	延べ利用者数
北丘児童館	北丘小	14,763
兼城児童館	南風原小	13,269
本部児童館	翔南小	9,338
津嘉山児童館	津嘉山小	15,290
総 数		52,660

※平成25年度の状況

(6) 区域別の状況

①南風原中学校区域										
総人口 (H25. 4)	19,748		子ども人口の推計							
0～5歳児 (H25. 4)	1,630									
6～11歳児 (H25. 4)	1,542									
認可保育所	6ヶ所		宮平保育所 かねぐすく保育園 はなぞの保育園				マイフレンズ保育園 ていだ保育園 なのはな保育園			
			定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	利用者	(H25. 4)	540人	616人	59人	119人	130人	133人	134人	41人
		(H25. 10)	540人	635人	78人	121人	130人	133人	133人	40人
		(H26. 4)	580人	642人	52人	131人	131人	140人	131人	57人
	待機児童	(H25. 4)		10人	1人	5人	1人	2人	1人	0人
		(H25. 10)		34人	18人	8人	4人	3人	1人	0人
(H26. 4)			22人	3人	12人	6人	1人	0人	0人	
地域子ども・子育て支援事業			・延長保育（6ヶ所） ・一時預かり（補助事業2ヶ所） ・特定保育（2ヶ所） ・地域子育て支援センター（2ヶ所）							
認可外 保育施設	8ヶ所		育伸北丘幼児園 開邦幼児学園 たんぽぽ保育園 なでしこ学園				ちびっこランド南風原園 やまびこ保育園 よいサマリア人保育園 よなは保育園			
			利用者	定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
	(H25. 4)			403人	15人	86人	84人	83人	91人	44人
幼稚園	2ヶ所		南風原幼稚園 北丘幼稚園（2ヶ所とも預かり保育あり）							
	利用者		190人（定員設定なし）			預かり保育利用者		116人（定員設定なし）		
小学校	2ヶ所		南風原小学校 北丘小学校							

①南風原中学校区域							
学童クラブ	10ヶ所	よなは学童クラブ		第二こがね森学童クラブ			
		北丘学童クラブ		学童クラブ VI-VA			
		ドルチェ学童クラブ		やまびこ学童クラブ			
		こがね森学童クラブ		なでしこ学園			
		みやび学童クラブ		正道館学童クラブ			
	利用者	計	未就学児	1年	2年	3年	4年以上
		360人	5人	140人	115人	61人	39人
児童館	2ヶ所	北丘児童館 兼城児童館					

②南星中学校区域										
総人口 (H25. 4)	16,193		子ども人口の推計							
0～5歳児 (H25. 4)	1,403									
6～11歳児 (H25. 4)	1,207									
認可保育所	5ヶ所		津嘉山保育園 若夏保育園		みつわ保育園 さんご保育園			はえばる保育園		
			定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	利用者	(H25. 4)	690人	740人	68人	151人	163人	157人	160人	41人
		(H25. 10)	690人	783人	110人	151人	163人	159人	160人	40人
		(H26. 4)	690人	754人	72人	164人	165人	166人	156人	31人
	待機児童	(H25. 4)		13人	0人	6人	6人	1人	0人	0人
		(H25. 10)		49人	21人	12人	13人	3人	0人	0人
		(H26. 4)		27人	3人	12人	8人	2人	2人	0人
地域子ども・子育て支援事業			・延長保育（4ヶ所） ・一時預かり（補助事業1ヶ所） ・特定保育（1ヶ所） ・地域子育て支援センター（1ヶ所）							
認可外 保育施設	6ヶ所		さくら乳児園 さくらんぼ保育園		第一団地幼児園 なないろ乳幼児園			めだか保育園 わんぱく保育園		
	利用者		定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	(H25. 4)			226人	21人	47人	57人	53人	48人	0人
幼稚園	2ヶ所		津嘉山幼稚園 翔南幼稚園（2ヶ所とも預かり保育あり）							
	利用者		170人（定員設定なし）				預かり保育利用者		131人（定員設定なし）	
小学校	2ヶ所		津嘉山小学校 翔南小学校							
学童クラブ	8ヶ所		津嘉山学童クラブ 竹の子学童クラブ わんぱく保育園 学童クラブわんぱく家 キッズクラブカナカナ さくら乳児園 翔南学童クラブ さくらんぼ保育園							
	利用者		計	未就学児	1年	2年	3年	4年以上		
			249人	3人	86人	72人	47人	41人		
児童館	2ヶ所		本部児童館 津嘉山児童館							

3. ニーズ調査結果より傾向まとめ

(1) 子育て家庭の状況について

- 相談先は、身近な人以外では、「保育士」「学校の先生」が高くなります。
- 家庭等で保育している人はあまり相談先がない、しかも、教育・保育サービス利用者よりも悩みを抱えている比率が高くなります。
- 子育てに孤独を感じる比率も家庭保育者の方が高くなります。
- 子育ての情報について、家庭等で保育している人の方が、様々な手段での入所を求めています。
- 子育て支援で地域に望むことは、「犯罪」「交通安全」「危険な遊び」「いじめ」について地域の見守りが高くなります。

(2) 母親の就労について

- （就学前）「フルタイムで就労」が約5割、「パート・アルバイト」が約2割、「働いていない」が約3割あります。
- （就学前）現在働いていない母親のうち、就労希望が7～8割を占めます。（パート・アルバイト希望が7割以上）
- 現在働いていない母親の約4割が、教育・保育サービスを利用しています。
利用先は「認可外保育施設」が多く、約5割あります。

(3) 教育・保育サービスの利用について

- 教育・保育サービスを利用している家庭は7割を占めます。1歳児からの利用が非常に高いです。0歳児では13%が預けています。
- 教育・保育サービス利用者のうち、「民間の認可保育所」の利用が38%、「認可外の保育施設」の利用が23%あります。
- 「空きがない」ために利用していない人は15%います。
- 現在利用している教育・保育サービスを今後も希望する人が概ね8割以上となっていますが、現在「認可外保育施設」を利用している人では、今後も認可外を希望する比率は52%と低く、認可保育所の希望が4割程度みられます。
- 教育・保育サービスを利用する際は、「居住地の近く」が非常に高く望まれています。

(4) 土曜、日曜・祝日の教育・保育サービスの利用希望について

- 土曜日は6割、日曜・祝日は約3割の利用希望となっています。

(5) 学童クラブの利用や希望について

- 就学前では小学校低学年の時期に利用したいという声が約6割あります。しかし、小学生への調査では、現在の利用が約3割（1年生の利用は約4割）となっています。
- 小学1年生の学童クラブの利用希望は6割あります。3年生でも38%となっています。
- 学童クラブの実施場所は、「学校敷地内の専用施設」「学校の余裕教室」といった声が高いです。
- 学童クラブを利用していない理由では、料金が安いという回答が約4割を占めます。

(6) 児童館について

- 児童館を利用している小学生は33%となっています。南風原中学校区、南星中学校区とも同程度の利用率となっています。
- 利用しない理由としては、近くにないからという回答が2割程度あります。小学校では翔南小学校が42%でとても高いです。

(7) 育児休業について

- 取得した人は約47%です。
- 希望する育児休業期間より早く復帰した人では、希望する保育所に入るためという回答が50%となります。
- 希望より遅く復帰した理由では、希望する保育所に入れなかったからという回答が75%あります。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

○子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画と同様に、子どもの利益が最大限尊重されることや、子どもを産み育てやすい環境整備を目指す点で同様の性格を有する計画であります。また、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を一体的につくこと、子どもと子育て家庭の「育つ喜び、育てる喜び」のために、さまざまな支援策を講じる計画であることから、本計画においても次世代育成支援行動計画で掲げていた基本理念を継承します。

基本理念

育つ喜び、育てる喜び、ちむぐくるのまち 南風原

- ・子どもたち一人ひとりがのびのびと育っていくためには、子どもたちを支える良質な家庭環境や地域環境が必要であり、子どもはその中で様々な力を身につけていくものです。また、家庭においては、親がゆとりを持って子育てができるように、地域が子育て家庭にとって「安全」「安心」な場であることが求められています。
- ・幼児期の教育・保育環境、地域での子育て支援など、全ての子育て家庭に配慮し、安心して子どもを生み育てることのできる南風原町であるように、支援策を進めてまいります
- ・また、子どもと子育て家庭の幸せのために、関係機関や地域社会の一人ひとりが手をつなぎ、思いやりと心のふれあいを深め、子どもが育つ喜び、子どもを育てる喜びに満ちあふれた、ちむぐくる豊かな地域づくりを目指します。

2. 次世代育成支援行動計画から継承する項目

本計画は、第1章で述べたように、次世代育成支援行動計画と一体的に、また計画の一部を盛り込んで策定することとして位置づけています。次世代育成支援行動計画の後期計画に掲げている項目については、以下の考え方にに基づき、本計画に継承しています。

※次世代計画における施策の取扱方について

基本目標 1 地域における子育ての支援 →計画に盛り込む

保育等サービスの整備、充実や子育て支援、相談、情報提供、小学生の放課後の居場所等に関する取り組みが示されており、本計画と内容が重なっていたり、密接に関わっていることから内容を継承し、盛り込んでいます。

基本目標 2 母性並びに乳幼児の健康確保及び増進 →母子保健計画において対策を掲げる

子どもの育ちや子育てにおいて、妊娠期からの切れ目ない支援が必要であり、母子保健分野は非常に重要ですが、町では母子保健の計画の策定を予定しており、本計画には掲げず、連携を図ることとしました。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備→教育委員会や男女共同参画計画で推進する

子どもの学校教育、特に小学校以上の教育や男女共同参画等について取り組みが示されていますが、教育分野については教育委員会や各学校で毎年目標を掲げて取り組んでいるほか、男女共同参画では町の「男女共同参画計画」が策定されているため、本計画には掲げず、連携を図ることとしました。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備→道路やバリアフリーなどの整備に関する分野で推進する

道路・交通環境やバリアフリーなどについては取り組みが示されていましたが、ハード面の整備については子育て家庭のみならず町民全般の安全や利便性のために他課で整備計画等を策定し取り組んでいるため、本計画には掲げず、連携を図ることとしました。

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 →男女共同参画計画などで推進する

子育て家庭の大半は共働き家庭となっており、職業生活と家庭生活との両立（ワークライフバランス）は非常に重要となっていますが、この分野は男女共同参画計画などで推進が掲げられているため、本計画には掲げず、連携を図ることとしました。

基本目標 6 子ども等の安全の確保 →防犯、交通などの環境整備に関する分野で推進する

地域における防犯などによる安全なまちづくり等について取り組みが示されていましたが、この分野は他課において子育て家庭のみならず町民全般を対象として取り組んでおり、本計画には掲げず、連携を図ることとしました。

基本目標 7 子どもの権利擁護と要保護児童への支援 →計画に盛り込む

児童虐待防止やひとり親家庭への支援、障がい児施策について取り組みが示されており、これらの分野は本計画と密接に関わっていることから、内容を継承し盛り込んでいます。

3. 計画の基本目標

＝基本目標＝

基本目標 1 地域における子育ての支援の充実

基本目標 2 教育・保育等の質の確保と向上

基本目標 3 安心して子どもを産み育てるための支援充実

基本目標 4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

4. 支援対策の体系

目標 1：地域における子育ての支援の充実

(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ① 0 歳児、1 歳児の保育の拡充
- ② 保育所における 5 歳児保育の拡充
- ③ 公立幼稚園の複数年保育の実施
- ④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

(3) 子どもの居場所づくり

- ① 放課後子ども総合プランの推進
 - ①-1 学童クラブの充実
 - ①-2 放課後子ども教室の充実
 - ①-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型な実施の推進
- ② 地域における居場所の確保、充実

目標 2：教育・保育等の質の確保と向上

- (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進
 - ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
 - ② 保育の質の確保
 - ③ 保幼小連携の推進
 - ③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - ③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携
- (2) 人材の確保の推進
 - ① 保育士の確保
 - ② 幼稚園教諭の確保
 - ③ 放課後の居場所における人材確保
 - ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

目標 3：安心して子どもを産み育てるための支援充実

- (1) 集い、交流による子育て支援の充実
 - ① 地域での子育てネットワークの構築
 - ② 地域子育て支援センターの充実
- (2) 相談、情報提供の充実
 - ① 相談機能の充実
 - ①-1 関係機関等による各種相談の充実
 - ①-2 利用者支援事業の実施
 - ② 情報提供の充実
 - ②-1 周知・広報の強化
 - ②-2 関係機関との連携による情報の提供
 - ②-3 母子保健との連携による相談・情報提供
- (3) 経済的負担軽減策の推進
 - ① 児童手当の支給
 - ② 就学・就園に対する減免
 - ③ こども医療費助成事業

目標 4：要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ①乳幼児健診等における虐待の早期発見
- ②虐待への対応の充実
- ③養育支援訪問事業
- ④児童虐待等に対する体制の強化・拡充

(2) ひとり親家庭の支援の充実

- ①ひとり親家庭への相談の充実
- ②児童扶養手当等経済的支援
- ③母子家庭の母親に対する就労支援
- ④社会福祉協議会による母子寡婦福祉事業の支援

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

- ①障がいの早期発見と早期支援の充実
- ②相談支援事業の充実
- ③発達障がいについての対応の充実
 - ③-1 発達相談の充実
 - ③-2 障害児通園事業の充実
 - ③-3 移行支援の推進
 - ③-4 発達支援の拠点整備
 - ③-5 発達障がい児を持つ親の理解促進
- ④障がい児保育、教育の充実
 - ④-1 障がい児保育の充実、学童クラブでの受け入れ支援
 - ④-2 特別支援教育の充実
- ⑤障がい児のための福祉サービスの充実
- ⑥障がい児を受け入れるための施設整備

5. 幼児期の教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは…

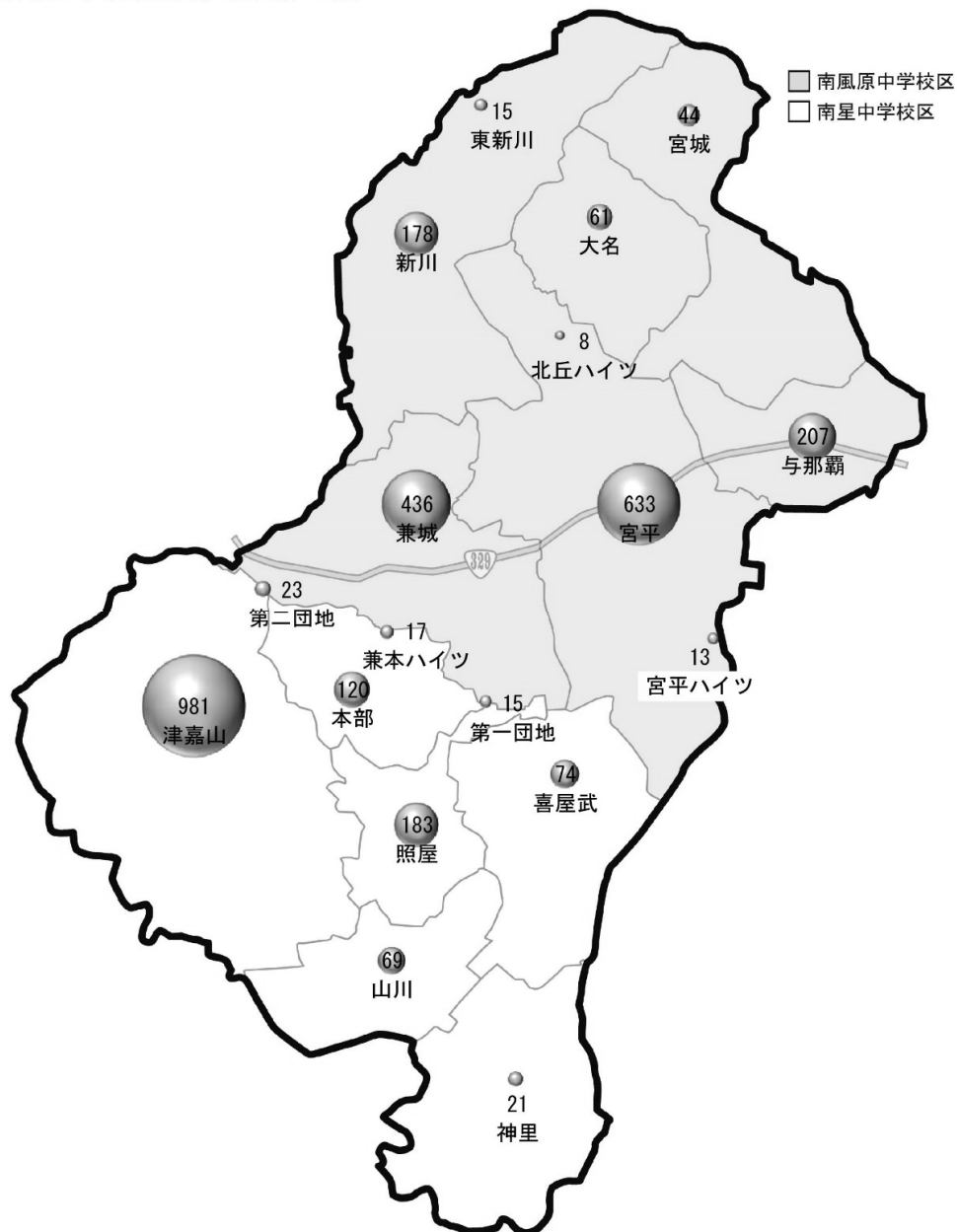
○教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、町内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を本計画では示しています。

○町全体の整備量だけではなく区域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するように図ります。

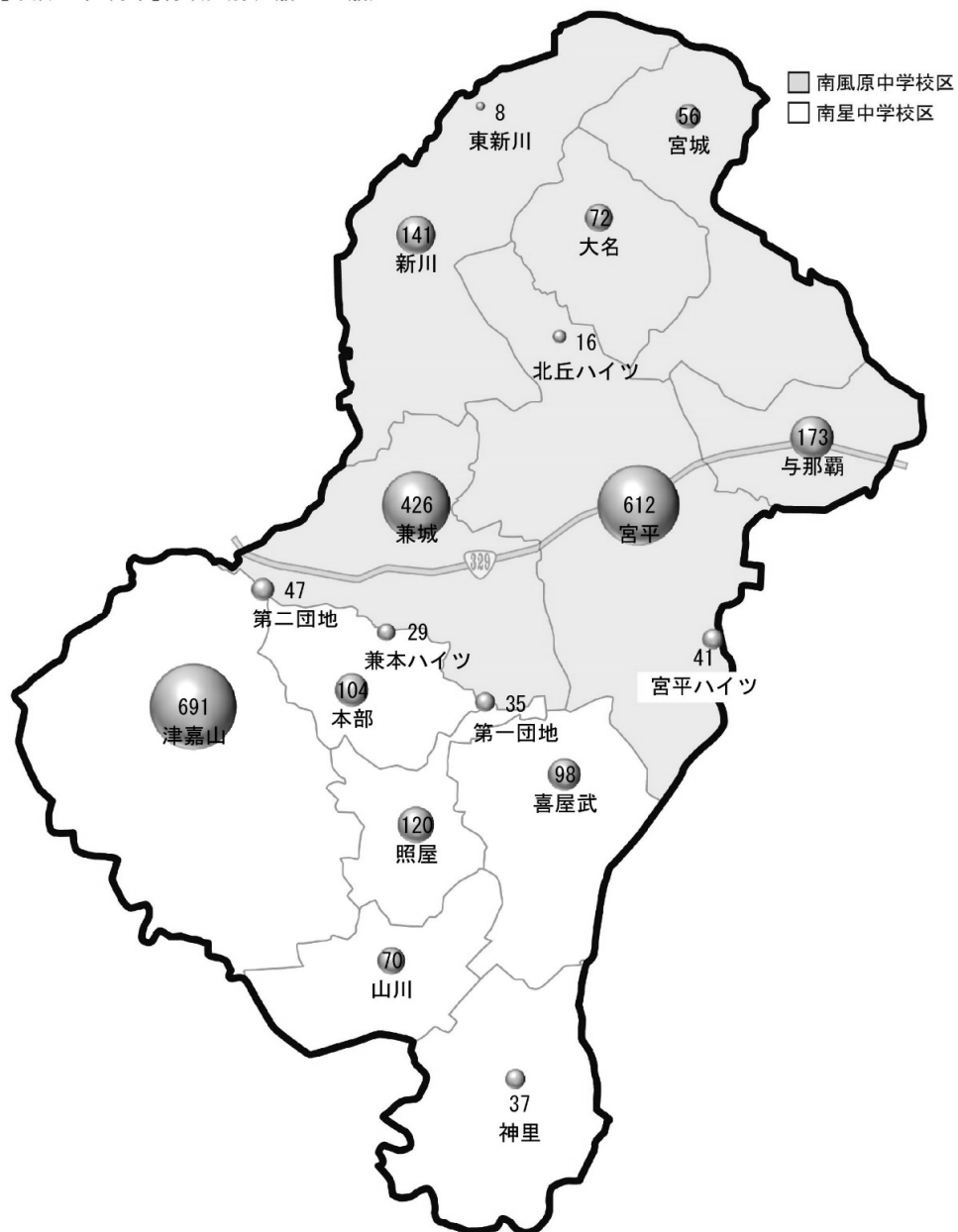
(2) 町の教育・保育提供区域

○町では、子どもたちや子育て家庭の日常生活圏として、中学校区を基本とした2区域を教育・保育提供区域として設定します。

【平成26年3月末】行政区別(0歳～5歳)



【平成26年3月末】行政区別(6歳～11歳)



第4章 事業計画

第4章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) 南風原町全体

① 現状と課題（全体）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 教育ニーズでは、平成 27 年度における 3 歳、4 歳の量の見込みがそれぞれ 170 人程度となっていますが、公立幼稚園での受け入れは行っていない。私立幼稚園に通園している児童は 3 歳児、4 歳児合わせて 80 人程度で、需要に対する提供量は不足しています。
- また、5 歳児については、現在の公立幼稚園の利用が 360 人ですが、平成 27 年度と 28 年度のニーズは 180～190 人程度、平成 29 年度以降は 270～280 人程度に減少しています。共働き家庭等での 5 歳児保育ニーズが高いことが影響しています。
- 幼稚園における複数年保育のニーズに対応するため、公立幼稚園の 4 歳児保育を実施します。3 歳児保育については、平成 28 年度の 4 歳児の就園状況を見て、平成 29 年度の見直しで実施を検討します。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 保育の見込み量は、平成 26 年度の定員 1,270 人に対し、平成 27 年度では 1,872 人と算出されており、約 600 人の受け入れ拡大が必要となっています。
- 0～2 歳の低年齢児で保育ニーズが高く、潜在的ニーズも含めると 0 歳児は 79 人、1 歳児は 130 人、2 歳児は 140 人の増加が見込まれます。低年齢児の受け入れ拡大とそれに伴う保育士の確保が必要です。
- また、5 歳児保育のニーズも高く、現在の 62 人(利用者)に対して平成 27 年度では 250 人以上が見込まれており、これに対応する受け入れも必要となっています。
- 既存保育所の分園や増改築、定員見直し(定員増)等による対応のほか、保育所の新規整備により保育の拡大を進めます。また、低年齢児については地域型保育事業も実施し、受け入れ枠の確保を図ります。

■ 3～5歳の年齢別見込み量（教育・保育別）

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	490	515	621	707	716	718
	3歳	0	166	175	165	175	177
	4歳	0	171	258	267	257	267
	5歳	490	178	188	275	284	274
保育ニーズ (2号、3号認定)	3～5歳	584	837	788	708	723	726
	3歳	260	305	319	303	320	321
	4歳	262	284	204	218	201	220
	5歳	62	248	265	187	202	185

※現状＝平成 26 年度

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 年齢別認可保育所定員と平成 27 年度の保育量見込み

年齢区分	平成 26 年度 定員	平成 27 年度 見込み	増減	(参)認可外の利用 (平成 25)
0歳	190	269	79	36
1歳	242	371	129	133
2歳	254	395	141	141
3歳	260	305	45	136
4歳	262	284	22	139
5歳	62	248	186	44
計	1,270	1,872	602	629
(参考) 0～5歳人口	3,098	3,150	52	

※平成 27 年度は推計による見込み

②必要量の見込みと確保量（全体）

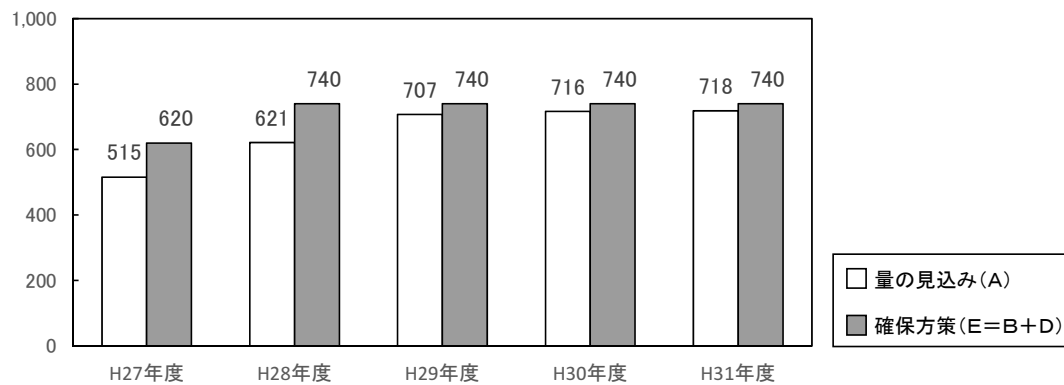
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み(A)	515	837	269	766	621	788	270	768	707	708	269	792
整備済み(B)	490	584	190	496	620	632	206	568	740	680	234	648
不足分(C=B-A)	▲25	▲253	▲79	▲270	▲1	▲156	▲64	▲200	33	▲28	▲35	▲144
新規整備方策(D)	130	48	16	72	120	48	28	80	0	85	54	187
教育・保育施設	0	48	13	65	120	48	18	60	0	85	44	167
確認を受けない幼稚園	130				0				0			
地域型保育事業			3	7			10	20			10	20
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策(E=B+D)	620	632	206	568	740	680	234	648	740	765	288	835
新規整備後の過不足(F=E-A)	105	▲205	▲63	▲198	119	▲108	▲36	▲120	33	57	19	43
教育・保育別の過不足	105	▲466			119	▲264			33	119		
新規整備累計	130	48	16	72	250	96	44	152	250	181	98	339
教育・保育別の新規整備累計	130	136			250	292			250	618		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み(A)	716	723	268	792	718	726	266	789
整備済み(B)	740	765	288	835	740	790	291	850
不足分(C=B-A)	24	42	20	43	22	64	25	61
新規整備方策(D)	0	25	3	15	0	16	6	14
教育・保育施設	0	25	3	15	0	16	6	14
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策(E=B+D)	740	790	291	850	740	806	297	864
新規整備後の過不足(F=E-A)	24	67	23	58	22	80	31	75
教育・保育別の過不足	24	148			22	186		
新規整備累計	250	206	101	354	250	222	107	368
教育・保育別の新規整備累計	250	661			250	697		

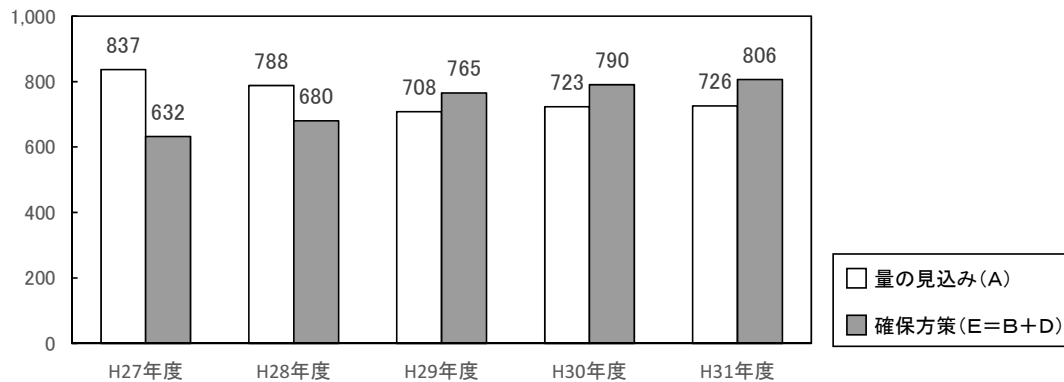
※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

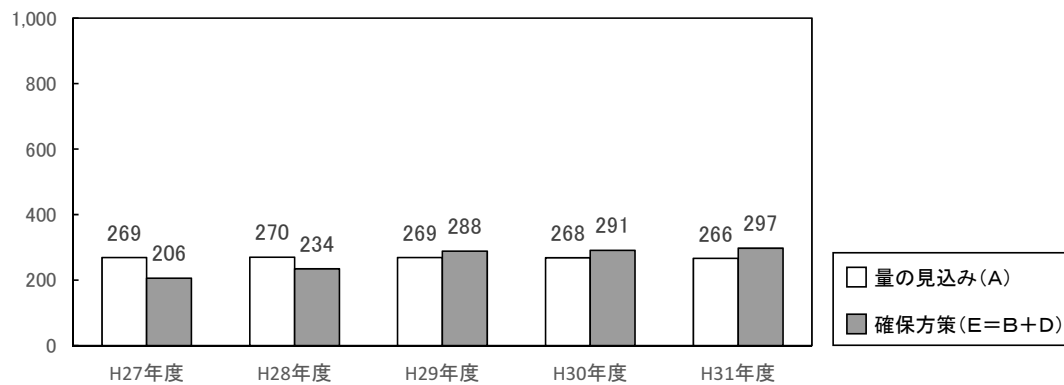
○ 1号認定（教育ニーズ分／全体）



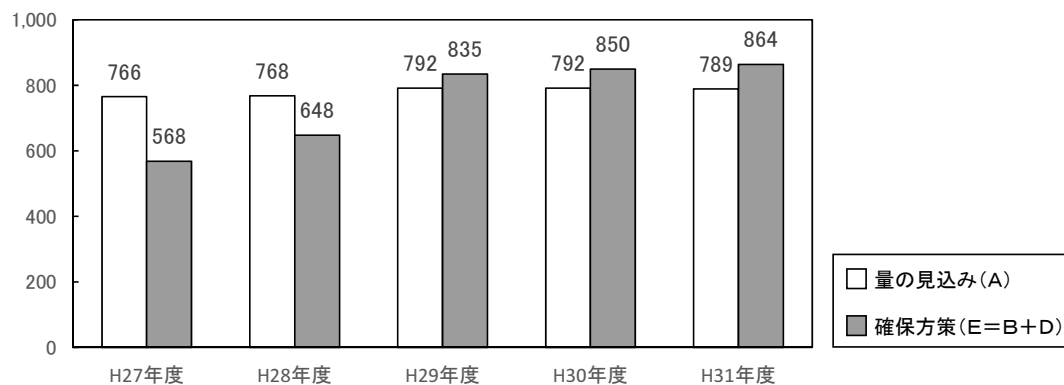
○ 2号認定（保育ニーズ分／全体）



○ 3号認定（0歳児／全体）



○ 3号認定（1・2歳児／全体）



③各年度における新規の確保方策（全体）

	新規整備	
平成 27 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	2 カ所（66 人増）
	・ 保育所の分園等	2 カ所（60 人増）
	・ 事業所内保育事業	1 カ所（10 人増）
平成 28 年度	・ 公立幼稚園の 4 歳児保育	4 カ所（120 人増）
	・ 保育所既存定員の見直し等	3 カ所（96 人増）
	・ 保育所の改築	1 カ所（30 人増）
	・ 小規模保育事業	2 カ所（30 人増）
平成 29 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	5 カ所（116 人増）
	・ 保育所施設整備	2 カ所（120 人増）
	・ 保育所の分園	2 カ所（60 人増）
	・ 小規模保育事業	2 カ所（30 人増）
平成 30 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	2 カ所（43 人増）
平成 31 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	2 カ所（36 人増）

(2) 南風原中学校区域

①現状と整備方針（南風原中学校区域）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度現在、公立幼稚園では 5 歳児のみ受け入れています。区域内には私立幼稚園があり、3 歳児からの受け入れを行っていますが、私立幼稚園は本区域外や町外からの入園もあることから、区域内の 3、4 歳児の教育ニーズに対応する整備が必要となっています。
- 平成 28 年度から公立幼稚園で 4 歳児の受け入れを行い、ニーズへの対応を図ります。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度現状(定員)と平成 27 年度見込みを比べると、1・2 歳児と 5 歳児では 70～80 人増加しています。また 0 歳児でも 54 人増で、非常に大きくなっています。
- 計画期間内に既存保育所の分園を 2 ヲ所、増改築 1 ヲ所、各園の定員見直し(定員増)等を行うほか、保育所の新規整備(1 ヲ所)により保育の拡大を進めます。また、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)の実施により、低年齢児の受け入れ枠の確保を図ります。

■ 3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	245	271	316	349	348	350
	3歳	0	86	84	79	84	85
	4歳	0	91	130	129	123	130
	5歳	245	94	102	141	141	135

※現状＝平成26年度 5月時点公立幼稚園利用者

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 年齢別認可保育所定員と平成27年度の保育量見込み

年齢区分	平成26年度 定員	平成27年度 見込み	増減
0歳	80	134	54
1歳	105	184	79
2歳	116	188	72
3歳	115	146	31
4歳	122	140	18
5歳	42	117	75
計	580	909	329
(参考)0～5歳人口	1,595	1,576	▲ 19

※平成27年度は推計による見込み

②必要量の見込みと確保量（南風原中学校区域）

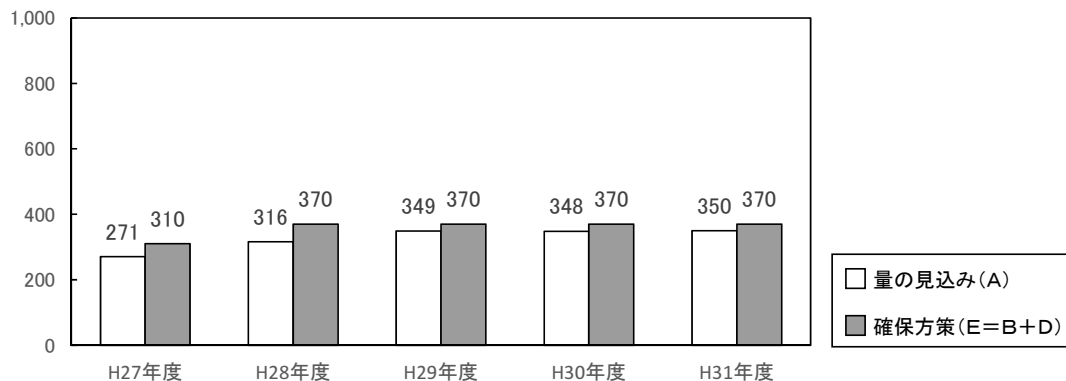
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み(A)	271	403	134	372	316	365	133	374	349	308	131	386
整備済み(B)	245	279	80	221	310	285	91	244	370	308	105	282
不足分(C=B-A)	▲26	▲124	▲54	▲151	▲6	▲80	▲42	▲130	21	0	▲26	▲104
新規整備方策(D)	65	6	11	23	60	23	14	38	0	26	34	126
教育・保育施設	0	6	8	16	60	23	9	28	0	26	29	116
確認を受けない幼稚園	65				0				0			
地域型保育事業			3	7			5	10			5	10
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策(E=B+D)	310	285	91	244	370	308	105	282	370	334	139	408
新規整備後の過不足(F=E-A)	39	▲118	▲43	▲128	54	▲57	▲28	▲92	21	26	8	22
教育・保育別の過不足	39	▲289			54	▲177			21	56		
新規整備累計	65	6	11	23	125	29	25	61	125	55	59	187
教育・保育別の新規整備累計	65	40			125	115			125	301		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み(A)	348	307	130	382	350	308	127	378
整備済み(B)	370	334	139	408	370	349	142	415
不足分(C=B-A)	22	27	9	26	20	41	15	37
新規整備方策(D)	0	15	3	7	0	8	3	7
教育・保育施設	0	15	3	7	0	8	3	7
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策(E=B+D)	370	349	142	415	370	357	145	422
新規整備後の過不足(F=E-A)	22	42	12	33	20	49	18	44
教育・保育別の過不足	22	87			20	111		
新規整備累計	125	70	62	194	125	78	65	201
教育・保育別の新規整備累計	125	326			125	344		

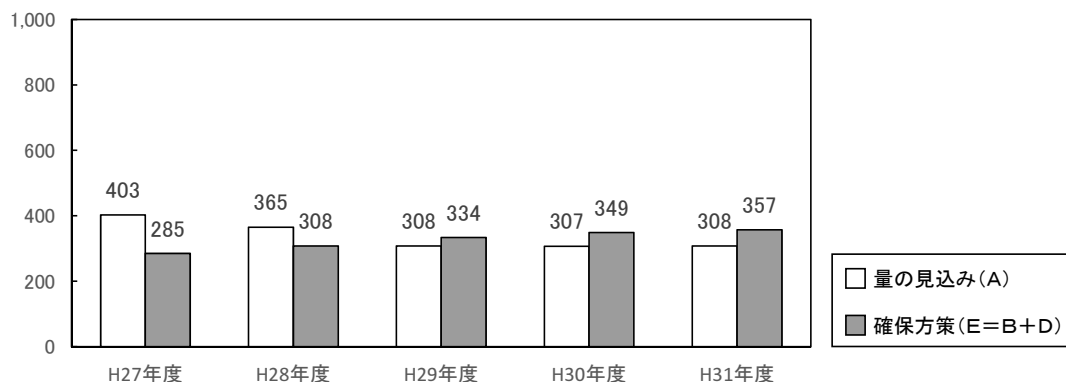
※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

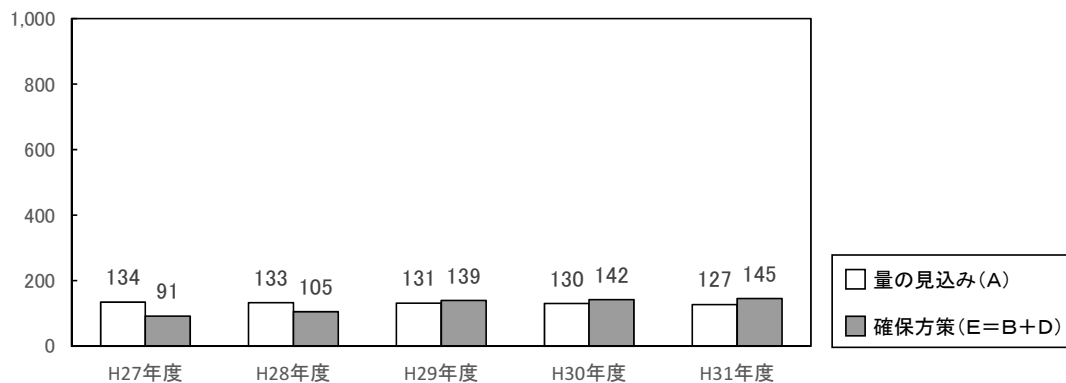
○ 1号認定（教育ニーズ分／南風原中学校区域）



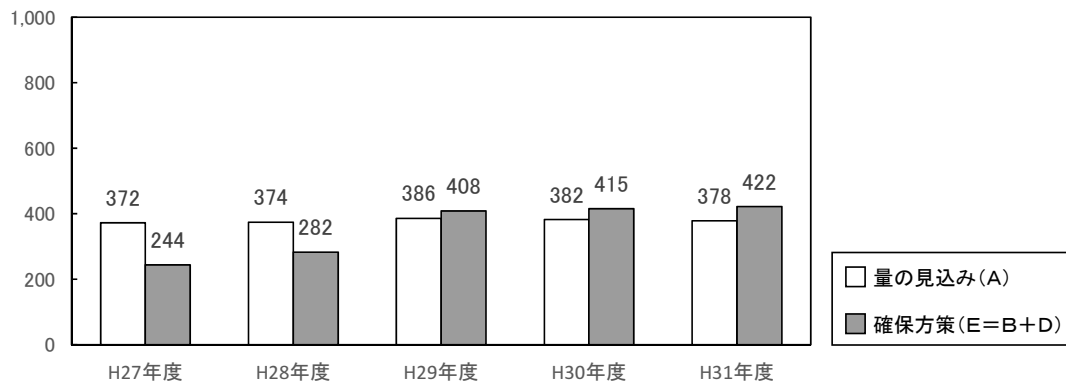
○ 2号認定（保育ニーズ分／南風原中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／南風原中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／南風原中学校区域）



③各年度における新規の確保方策（南風原中学校区域）

	新規整備	
平成 27 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	1 カ所（30 人増）
	・ 事業所内保育事業	1 カ所（10 人増）
平成 28 年度	・ 公立幼稚園の 4 歳児保育	2 カ所（60 人増）
	・ 保育所既存定員の見直し等	1 カ所（30 人増）
	・ 保育所の改築	1 カ所（30 人増）
	・ 小規模保育事業	1 カ所（15 人増）
平成 29 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	2 カ所（51 人増）
	・ 保育所施設整備	1 カ所（60 人増）
	・ 保育所の分園	2 カ所（60 人増）
	・ 小規模保育事業	1 カ所（15 人増）
平成 30 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	1 カ所（25 人増）
平成 31 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	1 カ所（18 人増）

(3) 南星中学校区域

①現状と整備方針（南星中学校区域）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度現在、公立幼稚園では 5 歳児のみの受け入れとなっており、平成 27 年度以降の 3 歳児、4 歳児の教育ニーズ見込み量に対応する整備が必要となっています。
- 平成 28 年度から公立幼稚園で 4 歳児の受け入れを行い、ニーズへの対応を図ります。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度現状(定員)と平成 27 年度見込みを比べると、5 歳児では 111 人増となっており、5 歳児保育への対応がもっとも必要となっています。また、1 歳が 50 人増、2 歳が 69 人増となっており、1・2 歳児の受け入れ拡充も必要です。
- 計画期間内に既存保育所の分園を 2 ヲ所整備、各園の定員見直し(定員増)等を行うほか、保育所の新規整備(1 ヲ所)により保育の拡大を進めます。また、2 ヲ所の小規模保育事業の整備により、低年齢児の受け入れ枠の確保を図ります。

■ 3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	245	244	305	358	368	368
	3歳	0	80	91	86	91	92
	4歳	0	80	128	138	134	137
	5歳	245	84	86	134	143	139

※現状＝平成26年度 5月時点公立幼稚園利用者

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 年齢別認可保育所定員と平成27年度の保育量見込み

年齢区分	平成26年度 定員	平成27年度 見込み	増減
0歳	110	135	25
1歳	137	187	50
2歳	138	207	69
3歳	145	159	14
4歳	140	144	4
5歳	20	131	111
計	690	963	273
(参考)0～5歳人口	1,503	1,580	77

※平成27年度は推計による見込み

②必要量の見込みと確保量（南星中学校区域）

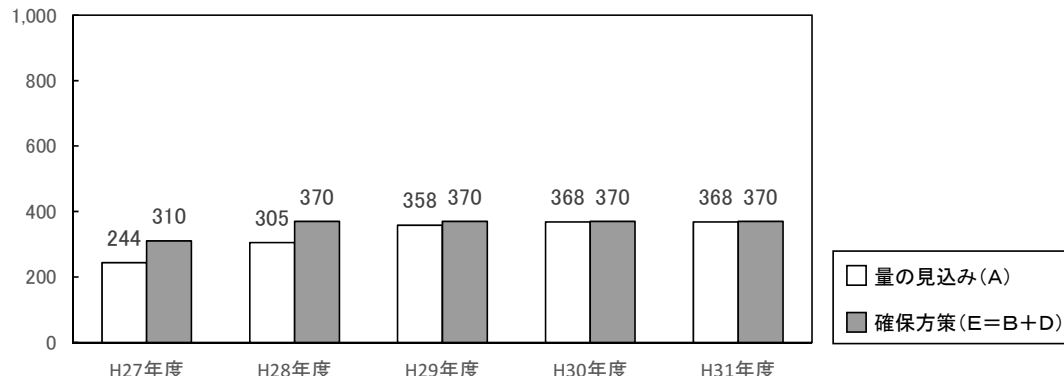
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み(A)	244	434	135	394	305	423	137	394	358	400	138	406
整備済み(B)	245	305	110	275	310	347	115	324	370	372	129	366
不足分(C=B-A)	1	▲129	▲25	▲119	5	▲76	▲22	▲70	12	▲28	▲9	▲40
新規整備方策(D)	65	42	5	49	60	25	14	42	0	59	20	61
教育・保育施設	0	42	5	49	60	25	9	32	0	59	15	51
確認を受けない幼稚園	65				0				0			
地域型保育事業			0	0			5	10			5	10
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策(E=B+D)	310	347	115	324	370	372	129	366	370	431	149	427
新規整備後の過不足(F=E-A)	66	▲87	▲20	▲70	65	▲51	▲8	▲28	12	31	11	21
教育・保育別の過不足	66	▲177			65	▲87			12	63		
新規整備累計	65	42	5	49	125	67	19	91	125	126	39	152
教育・保育別の新規整備累計	65	96			125	177			125	317		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み(A)	368	416	138	410	368	418	139	411
整備済み(B)	370	431	149	427	370	441	149	435
不足分(C=B-A)	2	15	11	17	2	23	10	24
新規整備方策(D)	0	10	0	8	0	8	3	7
教育・保育施設	0	10	0	8	0	8	3	7
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策(E=B+D)	370	441	149	435	370	449	152	442
新規整備後の過不足(F=E-A)	2	25	11	25	2	31	13	31
教育・保育別の過不足	2	61			2	75		
新規整備累計	125	136	39	160	125	144	42	167
教育・保育別の新規整備累計	125	335			125	353		

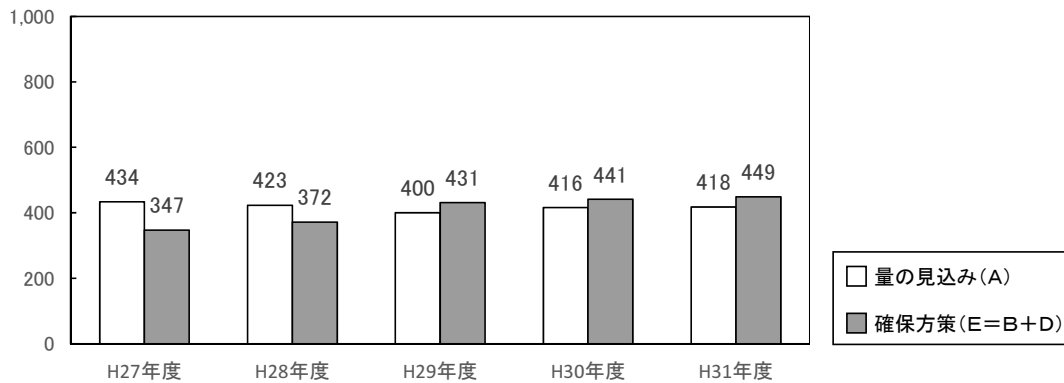
※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

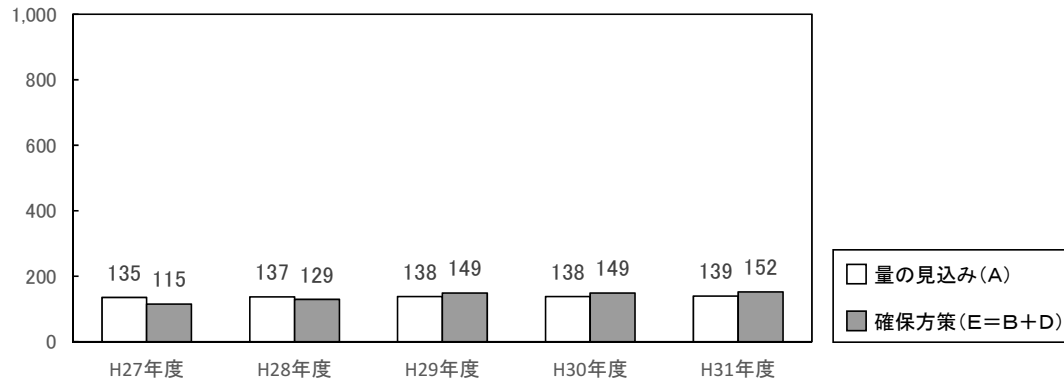
○ 1号認定（教育ニーズ分／南星中学校区域）



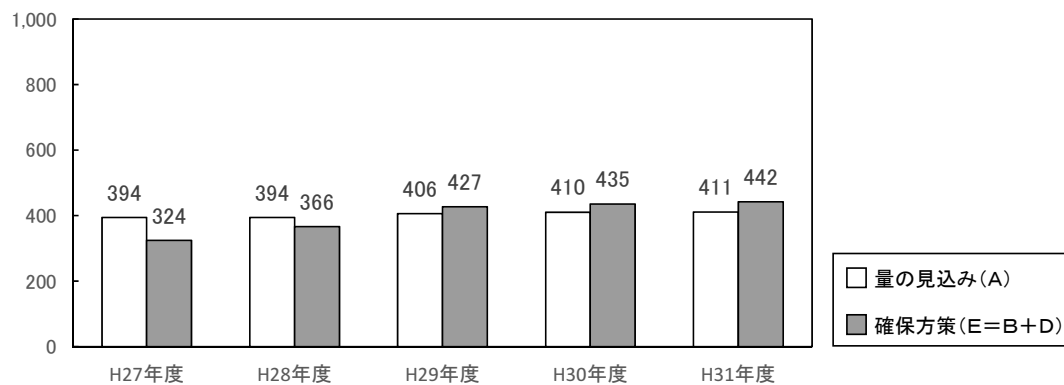
○ 2号認定（保育ニーズ分／南星中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／南星中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／南星中学校区域）



③各年度における新規の確保方策（南星中学校区域）

	新規整備	
平成 27 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	1 カ所（36 人増）
	・ 保育所の分園	2 カ所（60 人増）
平成 28 年度	・ 公立幼稚園の 4 歳児保育	2 カ所（60 人増）
	・ 保育所既存定員の見直し等	2 カ所（66 人増）
	・ 小規模保育事業	1 カ所（15 人増）
平成 29 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	3 カ所（65 人増）
	・ 保育所施設整備	1 カ所（60 人増）
	・ 小規模保育事業	1 カ所（15 人増）
平成 30 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	1 カ所（18 人増）
平成 31 年度	・ 保育所既存定員の見直し等	1 カ所（18 人増）

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

○現在、延長保育事業は各園で夜7時まで実施しています。時間外保育事業も公立保育所、認可保育所全園で実施し、量の見込みに対する提供の確保を図ります。

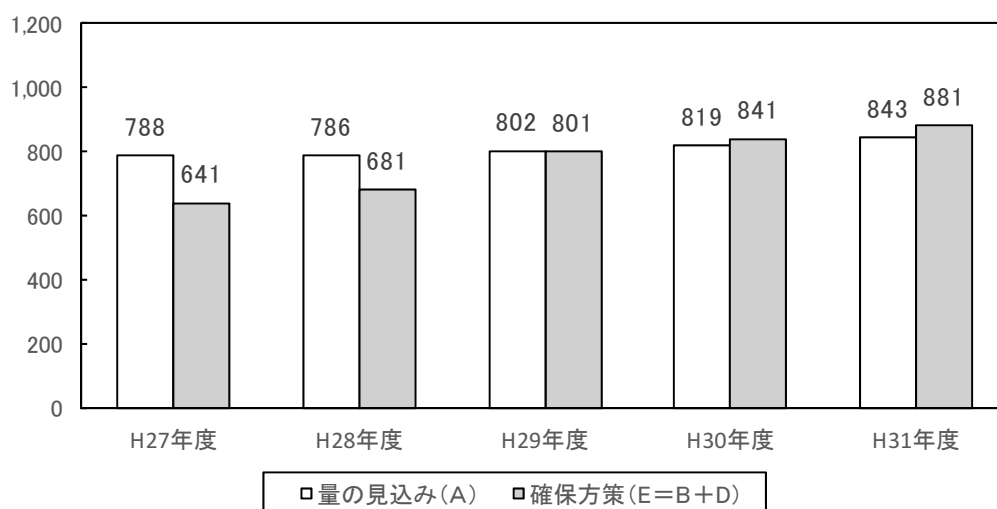
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	1,223	1,248	1,266	1,275	1,274
確保方策	人	1,223	1,248	1,266	1,275	1,274
	カ所	全園	全園	全園	全園	全園

(2) 放課後児童健全育成事業

①全体

- 本事業は平成 26 年度で 18 ヲ所において 600 人程度受け入れています、平成 27 年度以降は 800 人前後の利用希望が見込まれており、整備量は不足しています。
- 計画期間に新規で 280 人分(7 施設)の受け入れを整備します。整備にあたっては小学校などの公的施設を活用した設置も検討します。

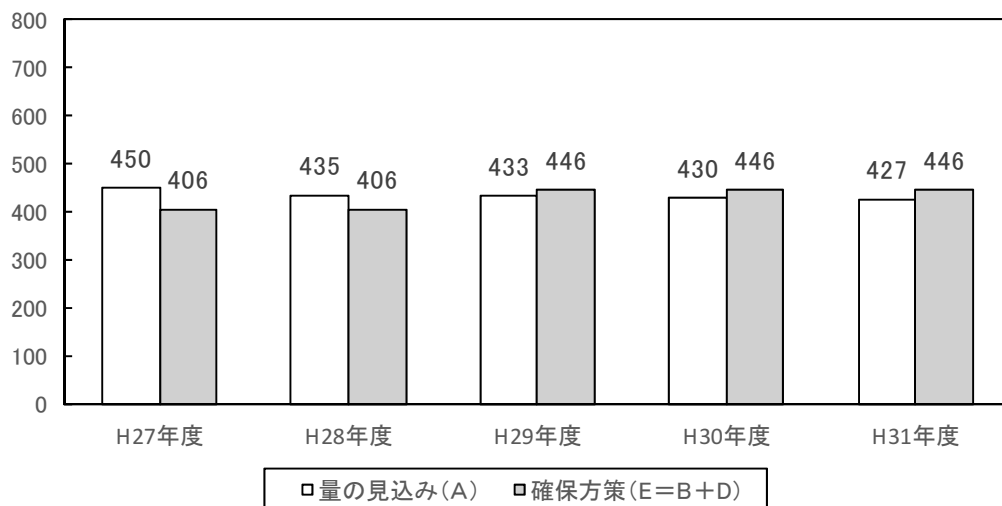
		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(A)		人	788	786	802	819	843
	低学年	人	627	620	632	643	669
	高学年	人	161	166	170	176	174
整備済み	整備量(B)	人	601	641	681	801	841
	施設数	か所	18	19	20	23	24
不足分(C = B - A)		人	▲ 187	▲ 145	▲ 121	▲ 18	▲ 2
新規整備方策	整備量(D)	人	40	40	120	40	40
	施設数	か所	1	1	3	1	1
確保方策(E = B + D)		人	641	681	801	841	881
整備後の過不足数(F = E - A)		人	▲ 147	▲ 105	▲ 1	22	38
新規整備累計	整備量	人	40	80	200	240	280
	施設数	か所	1	2	5	6	7



②南風原中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○平成 26 年度で 11 か所の学童クラブがあり、366 人の受け入れを行っています。平成 27 年度以降の見込みは 400～450 人程度であり、整備量は不足しています。平成 27 年度に 1 か所、平成 29 年度に 1 か所の新規整備を行い、対応を図ります。新規整備においては、小学校などの公的施設を活用した設置も検討します。

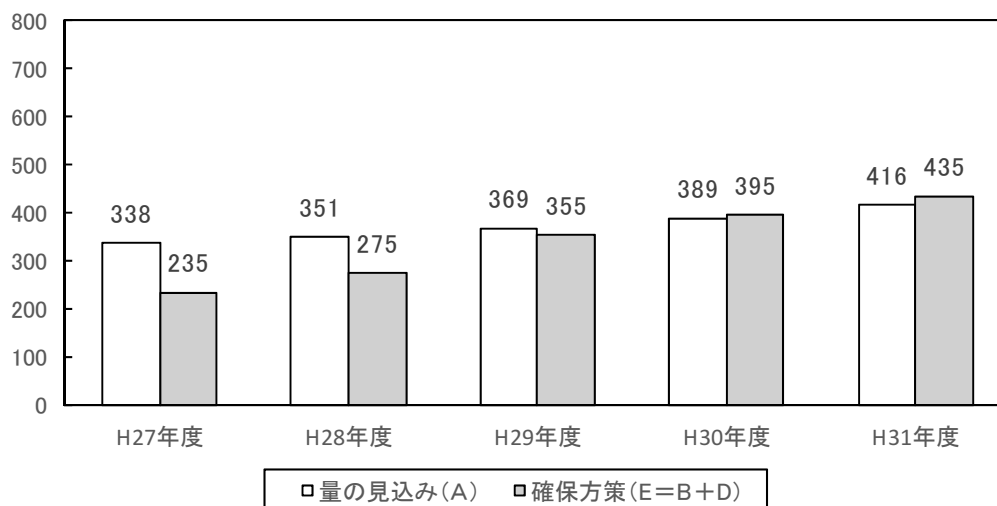
		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(A)		人	450	435	433	430	427
	低学年	人	359	340	339	332	335
	高学年	人	91	95	94	98	92
整備済み	整備量(B)	人	366	406	406	446	446
	施設数	か所	11	12	12	13	13
不足分(C=B-A)		人	▲ 84	▲ 29	▲ 27	16	19
新規整備方策	整備量(D)	人	40	0	40	0	0
	施設数	か所	1	0	1	0	0
確保方策(E=B+D)		人	406	406	446	446	446
整備後の過不足数(F=E-A)		人	▲ 44	▲ 29	13	16	19
新規整備累計	整備量	人	40	40	80	80	80
	施設数	か所	1	1	2	2	2



③南星中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○平成 26 年度では 7 か所の学童クラブがあり、235 人の受け入れを行っていますが、平成 27 年度以降の量の見込みは 340～420 人程度であり、整備量が下回っています。平成 28 年度以降で 5 か所の新規整備を行い、充足に向けて取り組みます。新規整備においては、小学校などの公的施設を活用した設置も検討します。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(A)		人	338	351	369	389	416
	低学年	人	268	280	293	311	334
	高学年	人	70	71	76	78	82
整備済み	整備量(B)	人	235	235	275	355	395
	施設数	か所	7	7	8	10	11
不足分(C=B-A)		人	▲ 103	▲ 116	▲ 94	▲ 34	▲ 21
新規整備方策	整備量(D)	人	0	40	80	40	40
	施設数	か所	0	1	2	1	1
確保方策(E=B+D)		人	235	275	355	395	435
整備後の過不足数(F=E-A)		人	▲ 103	▲ 76	▲ 14	6	19
新規整備累計	整備量	人	0	40	120	160	200
	施設数	か所	0	1	3	4	5



(3) 地域子育て支援拠点事業

○地域子育て支援拠点事業は、現在3カ所で実施しています。量の見込みより1日の受け入れ人数を算出すると、1カ所あたり23人程度受け入れることとなります。現在の3カ所での実施体制を継続しニーズに対応します。また、子育て家庭の集い、交流、相談・情報提供の場である子育てサロンの周知・広報を行い、本事業とともに地域の子育て家庭の支援を進めます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ利用人数	21,903	21,970	22,401	22,374	22,267
確保方策	人	21,903	21,970	22,401	22,374	22,267
	カ所	3	3	3	3	3

※1日の受け入れ人数の算出＝年間延べ利用人数÷52週÷6日÷3カ所

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園型

○幼稚園型の一時預かり事業は、共働き家庭の定期的利用と、専業主婦家庭の一時的利用から見込まれています。現在(平成26年度)、公立幼稚園では247人受け入れており、量の見込みから1日の受け入れ人数を算出すると、1日240人～256人程度で、概ね私立幼稚園の受け入れも含めると、現在の体制で充足すると予測されます。今後も、公立幼稚園では申し込みに応じて受け入れを行うほか、私立幼稚園とともに、ニーズに対応できるように進めていきます。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定年間利用	人日	777	809	813	827	830
	2号認定年間利用	人日	61,588	64,176	64,459	65,591	65,794
	合計	人日	62,365	64,985	65,272	66,418	66,624
確保方策	年間延べ利用人数	人日	62,365	64,985	65,272	66,418	66,624
	学級数	学級	公立幼稚園では申し込みに応じて受け入れを行う				

②その他の一時預かり

- 認可保育所の一時的預かりは、現在(平成25年度)、3ヵ所を実施しており、年間2,273人日の利用があります。また、ファミリーサポートセンターの一時的預かり利用は、年間300人日程度となっています。
- 量の見込みは3,800～3,900人日程度で、1ヵ所1日あたり4人程度受け入れる換算です。現在の実施体制を継続し対応するとともに、ファミリーサポートセンターと連携し、ニーズへの対応を図ります。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人日	3, 816	3, 899	3, 946	3, 978	3, 974
確保 方 策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	人日	3, 816	3, 899	3, 946	3, 978	3, 974
		ヵ所	3	3	3	3	3
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	300	300	300	300	300
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	人日	0	0	0	0	0

※1日の受け入れ人数の算出＝年間延べ利用人数÷52週÷6日÷3ヵ所

(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

- 病児保育事業は、平成26年度現在、町内では実施されていません。ニーズに対応するため、平成27年4月1日から、町内の医療機関1ヵ所で病児病後児保育事業を実施します。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人日	178	182	184	186	186
確保 方 策	病児保育事業	人日	200	200	200	200	200
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	0	0	0	0	0

(6) 子育て援助活動支援事業（就学児）

○就学児のファミリーサポートセンターの量の見込みは、年間 650～700 人程度と算出されています。ニーズに対応するため、ファミリーサポートセンターと連携し、サポート会員の増加を図り、提供体制の整備を進めます。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人日	653	654	668	683	700
確保方策	子育て援助活動支援事業 (就学後)	人日	653	654	668	683	700

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

○子育て短期支援事業(ショートステイ)は、現在、町で実施していません。量の見込みは 0 人であり、事業は実施しないが、計画期間内のニーズ・動向を見極めながら、当面はファミリーサポートセンターの活用等による対応を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	人日	0	0	0	0
確保方策	子育て短期支援事業	人日	実施予定なし			

(8) 利用者支援事業

○子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

○新制度で新しくはじまる事業であり、町内に 1 ヲ所整備し、子育て家庭のサービス利用支援を行っていきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	カ所	1	1	1	1
確保方策	カ所	1	1	1	1	1

(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業

- 生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
- 町ではこれまでも本事業を実施しており、今後も継続して取り組み、母子の健康支援と適切な養育指導等を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間実人数	450	450	450	450	450
確保方策		実施体制：保健師、助産師、母子保健推進員				

(10) 養育支援訪問事業

- 乳幼児家庭全戸訪問から把握された、子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭に対して、訪問により養育に関する指導や助言等を行う事業です。
- 町ではこれまでも本事業を実施しており、今後も継続して取り組み、支援が必要な家庭への適切な養育の確保に努めます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間実人数	42	42	42	42	42
確保方策		実施体制：社会福祉士、保健師、助産師等				

(11) 妊婦健診事業

- 妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。1人当たり年間14回分を公費で負担しています。
- 母子の健康管理と保健指導により安心して出産を迎えられるように、今後も継続して取り組んでいきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ利用回数	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
確保方策		実施体制：沖縄県内協力医療機関受診等				

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。状況を見極めながら事業実施に努めていきます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。状況を見極めながら事業実施に努めていきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。状況を見極めながら事業実施に努めていきます。

第5章 支援対策～子どもと子育て家庭のための支援対策

第5章 支援対策 ～子どもと子育て家庭のための支援対策

1. 地域における子育ての支援の充実

(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 0歳児、1歳児の保育の拡充

0歳児や1歳児では産休明け、育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、0歳児・1歳児の保育の拡充を行い、預けたいときにいつでも預けられる環境の整備を図ります。

② 保育所における5歳児保育の充実

保育所における5歳時保育の充実と、0～5歳を通した連続した保育の確保も図ります。

③ 公立幼稚園の複数年保育の実施

公立幼稚園における複数年保育を実施します。実施においては、現在の余裕教室を利用して実施開始するとともに、園舎の増改築により受け入れ体制の拡充を図ります。

④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実

公立幼稚園では、幼稚園型の一時預かりにおいて、全園で土曜日の受け入れを実施するほか、春休み期間の受け入れも開始し、公立幼稚園が共働き家庭やひとり親家庭にとって利用しやすい場となるように努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設のみならず、地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業(時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の13事業)について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

(3) 子どもの居場所づくり

①放課後子ども総合プランの推進

①-1 放課後児童クラブの充実

県のガイドラインの周知・啓発を行うとともに、町の放課後児童対策を担う放課後児童クラブの運営支援に努めるほか、指導員の確保や資質向上を行うため、放課後児童クラブへの情報提供や研修への参加を推進していきます。

また、放課後児童クラブを学校内で実施できるように、検討・設置に努めます。

18時30分を超えて事業を行う場合の追加的な費用を補助し、保育所における開所時間との差の縮小を図る「開所時間延長支援事業」をすべての放課後児童クラブで実施することを目指します。

放課後児童クラブの質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、指導ならびに連携の強化を図ります。（放課後児童クラブの整備目標については第4章を参照）

①-2 放課後子ども教室の充実

学校等を活用し実施されている放課後子ども教室の継続、円滑化を図るため、教室に関わる人材の確保、学校や児童館、放課後児童クラブ、子ども会等との連携による取り組みなどを検討し、子どもたちの居場所、活動の場所として、強化されるように進めます。

また、放課後子ども教室を、町内全小学校で継続実施します。

①-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進

国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施または各学校の余裕教室の活用による一体型での実施に努めます。

一体型の実施にあたっては、現在、小学校内に放課後子ども教室や放課後児童クラブが設置されているところをモデル校として実施に向けた研究・準備を行い、平成31年度までに1校で実施することを目標とします。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図るため、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容、実施日等を検討できるよう、連絡会等の打合せの場を設けます。

現在、町内の小学校では余裕教室の確保が難しい状況にありますが、余裕教室が生じた場合は、「南風原町放課後子どもプラン運営委員会」等において、余裕教室の活用状況等について定期的に協議を行い、使用計画を決定し、また公表していきます。

一体型の実施にあたっては、教育委員会と福祉部局で放課後活動の実施や連携体制について協議を行い、よりよい活動が行われるように図ります。

②地域における居場所の確保、充実

公民館等の地域資源を活用し、小学生の放課後の居場所づくり、遊び場の確保を検討します。

2. 教育・保育等の質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

町ではこれまで、待機児童対策として認可保育所の増改築や新設、弾力化により、保育量の拡大を図ってきました。しかし、現在も待機児童が存在するほか、ニーズ調査では潜在的保育ニーズも大きく、保育の拡充は不可欠な状態となっています。

このような状況の中で、既存保育所での受け入れ増や保育所の新規整備、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)、さらに公立幼稚園の複数年保育による受け入れ充実を図り、教育・保育のさらなる拡大を図ります。認定こども園の整備については、今後のニーズ、待機児童の状況などを見極めながら検討します。

② 保育の質の確保

(教育・保育事業にかかわる職員の資質向上)

幼稚園においては複数年保育の実施、保育園においては保育の拡大が望まれる中、量的充実のみならず、幼児期の教育・保育の質の確保・向上を図るため、幼稚園教諭、保育士の研修等により資質向上のための取り組みを行います。

特に地域型保育事業においては、保育士以外の保育従事者が認められており、保育資格のない保育従事者に対しては、より十分な研修を行います。また、保育士との交流、情報交換、事例報告などにより資質の向上を図る機会を設けてまいります。

特定教育保育施設または地域型保育事業者として、町の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係書類の検査や立入検査等の指導監督を行います。

③保幼小連携の推進

③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びをとおして学ぶ幼児期の教育・保育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、保育所・幼稚園等と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保、保育要録・指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。

③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

地域型保育事業からの連携施設について、町も確保のために努め、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の公立保育所、法人保育所、幼稚園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

(2) 人材の確保の推進

①保育士の確保

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と合わせて、保育士の確保が不可欠です。県と連携してこれを進めるとともに、保育士の処遇改善を図る対策の実施に努めます。

また、町内の認可保育所合同の保育士就職説明会、保育所見学会を開催し、保育士の確保を進めます。

保育士のほか、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のための研修等を実施します。

②幼稚園教諭の確保

公立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保に努めます。

③放課後の居場所における人材確保

県及び関係機関と連携し、放課後児童支援員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、人材の確保を支援します。

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

ファミリーサポートセンターの役割を周知し、地域において子どもの預かりの援助を行うサポーターの確保に努めます。

3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 集い、交流による子育て支援の充実

①地域での子育てネットワークの構築

各関係機関連携のもと、情報の共有化を図り、相談・支援体制を強化します。

②地域子育て支援センターの充実

現在の子育て支援センターについて、地域のニーズを把握した上で子育て家庭への支援ができるように充実を図ります。

③母親学習グループの育成・支援

母親同士の交流の場を望む声が多いため、児童館の母親クラブなど目的を明確にしながら母親たちが集まりやすい場づくりを検討していきます。

(2) 相談、情報提供の充実

①相談機能の充実

①-1 関係機関等による各種相談の充実

子育て相談窓口を設置するなど、相談支援体制の整備を推進するとともに、子育ての情報発信を行います。

①-2 利用者支援事業の実施

子ども及びその保護者が、保育所や幼稚園等の教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等の支援を行います。

関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行い、利用者支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

②情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

町の広報誌及びホームページ上で速やかに最新情報の発信を行うとともに、子育て家庭が求める情報の把握に努め、内容の充実を図ります。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

行政からの直接の情報発信のみならず、幼稚園、保育所、子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように推進します。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

教育・保育サービスの情報について、母子保健分野と連携し、親子健康手帳の交付時、乳幼児健診時の教育・保育等情報提供や、健診会場で教育・保育施設やサービスについての相談の場を設置するなど、相談や情報提供の場の拡大を図ります。

(3) 経済的負担軽減策の推進

① 児童手当

子育て家庭の生活の安定を図り、児童の健全な育成を支援するため、児童手当の支給を行います。

② 就学、就園に対する減免

公立幼稚園、認可保育所を利用する際の、きょうだい児に対する保育料の減免を行います。

③ こども医療費助成事業

子どもの疾病の早期発見と治療の促進、健やかな成長を図るため、本事業を継続して実施するとともに、制度の周知徹底に努めます。

4. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

①乳幼児健診等における虐待の早期発見

乳幼児健診等、親子と接する場において、健診スタッフが虐待予防についての意識を持ち、育児不安のある保護者への相談や虐待のおそれのある家庭への対応に努めます。

②虐待への対応の充実

虐待の予防や早期発見対応のために、保健師と連携した把握、地域からの声をもとに虐待が疑われる家庭への訪問等を行います。

③養育支援訪問事業

本事業を今後も継続し、母子保健事業等で把握された、支援が必要と思われる問題のあるケースへの対応を行います。

④児童虐待等に対する体制の強化・拡充

今後は「要保護児童等対策地域協議会」及びケース会議を中心に多様化する虐待関連の課題解決に向けて関係施設・機関と連携・協働し、取り組みます。

(2) ひとり親家庭の支援の充実

①ひとり親家庭への相談の充実

ひとり親家庭の生活面での自立を支援していくために、民生委員児童委員活動や関係機関と連携して問題解決に向けた指導・助言及び情報の提供の充実に努めます。

また、支援やサービス利用の斡旋を継続して行うとともに、これらのサービスの周知・広報に努め、利用の促進を図ります。

②児童扶養手当などの経済的支援

母子・父子家庭等の生活の安定と向上及び児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当の支給を行います。

③母子家庭の母親に対する就労支援

母子家庭の母等及び寡婦の就業を支援するため、職業能力向上のための講座や訓練等についての情報提供などを行い、就業面での支援を行います。

④社会福祉協議会による母子寡婦福祉事業の支援

社会福祉協議会による母子寡婦福祉に関する事業や母子寡婦福祉会の育成等の活動について支援・協力を行います。

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①障がいの早期発見と早期支援の充実

障がいの要因となる疾病や事故の予防及び早期発見、早期治療を行うため、妊婦及び乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問事業、新生児訪問事業の充実を図ります。

②相談支援事業の充実

保健福祉課で窓口でも相談業務に加え、平生 27 年度より町内の指定相談支援事業所に委託し、相談支援事業の拡充・充実を図っていきます。

③発達障がいについての対応の充実

③-1 発達相談の充実

現在実施している発達相談(心理相談)について、関係機関(医療、福祉、教育など)との連携等による相談の充実を図ります。

③-2 障害児通園事業の充実

発達が気になるまたは心配なことがある親子の相談や子どもの発達指導等を行う本事業をゆうな園にて実施しています。利用ニーズが高く現在の場所は狭いため、ゆとりのある保育スペースの確保に努めます。

③-3 移行支援の推進

母子通園から保育所へ上がる障がい児や気になる子について、日常の生活状況などの情報を保育士につなげるため、認可保育所(園)及び認可外保育施設と連携していきます。

③-4 発達支援の拠点整備

「発達障害者支援センター連絡協議会」のもと、発達障がい児やその家族の交流、相談支援、療育指導等に対応する支援ネットワーク体制を構築します。

③-5 発達障がい児を持つ親の理解促進

乳幼児健診や認可保育所(園)において、気になる子の親が、子の状況を受け入れないケースがみられます。発達障がいは早期に対応すれば良い方向に向かうことも多いため、親が放っておくことで療育の遅れとならないように、親への周知を図ります。

保育所や幼稚園での周知のほか、町からの情報提供にも努めます。

④障がい児保育、教育の充実

④-1 障がい児保育の充実、学童クラブでの受け入れ支援

今後も、集団保育が可能である障がい児を対象とした保育を行い、健常児とともに健全な社会性の成長・発達の促進を図ります。

障がい児保育の充実のため、今後も継続して保育交流会や障がい児報告会を実施します。

また、学童クラブにおける障がい児の受け入れについて今後も支援を行います。

④-2 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の可能性を最大限にのばし、健常児とともに健全な社会性の成長・発達の促進を図ります。また、教員の障がい児への対応の向上を図るため、研修への参加を促し、一人ひとりの障がいの程度に応じた対応を図ります。

町の特別支援教育支援員を活用し、特別な支援を必要とする児童・生徒の日常生活上の介助、学習活動上の支援を行います。

⑤障がい児のための福祉サービスの充実

障がい児への福祉サービスである障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援）や日中一時支援事業など、障がい児が利用できる福祉サービスを実施し、障がい児とその保護者の生活支援を図ります。

⑥障がい児を受け入れるための施設整備

学校や認可保育所(園)、幼稚園等の施設のバリアフリー整備については、未整備の学校もあるため、今後建て替え等を行う場合に順次取り組みます。

第6章 計画の推進について

第6章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く町民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます

2. 計画の推進体制

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めていきます。また、県とも連携し、教育・保育施設等の運営について共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町村域を超えた利用については、町民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、近接する市町村と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

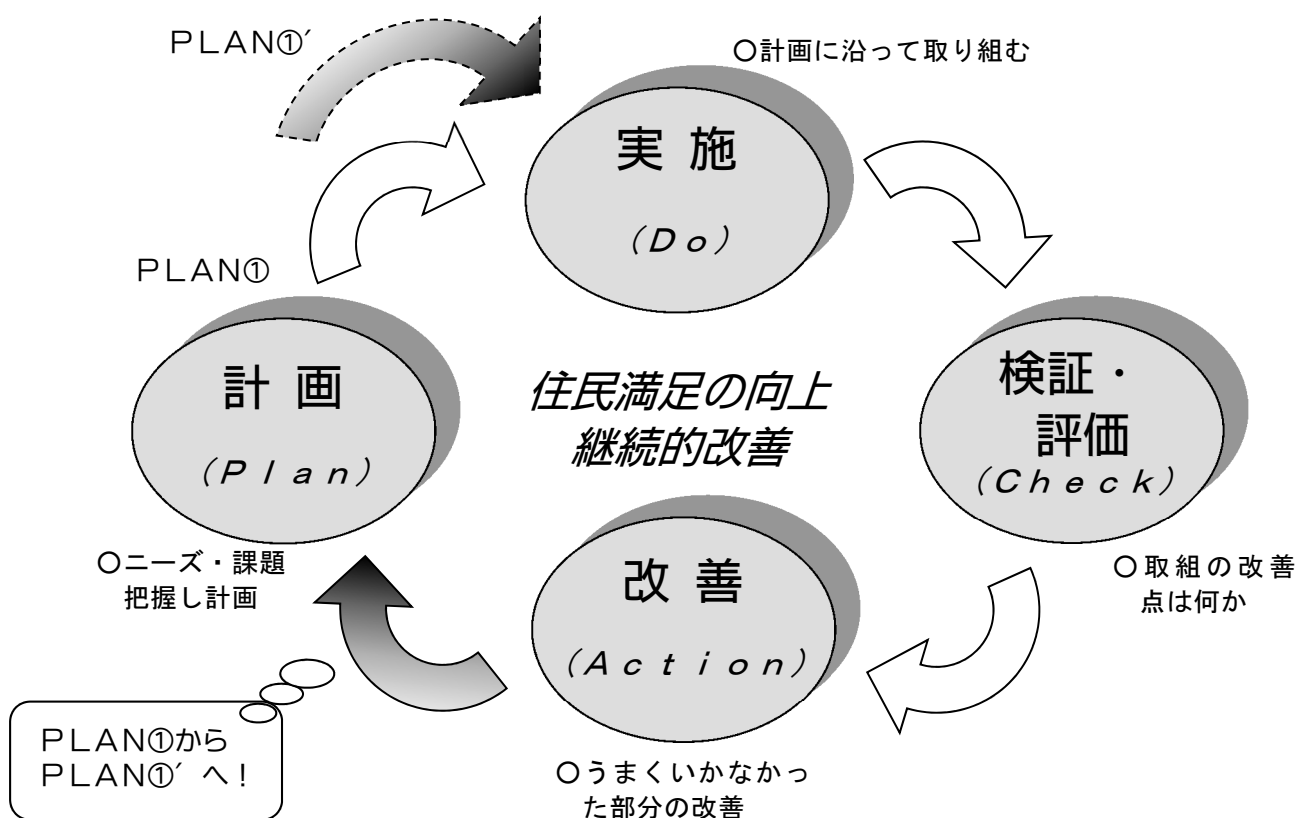
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

子どもと子育て家庭の生活状況や取り巻く環境、ニーズは変化をしていきます。本計画を策定するにあたってニーズ調査等を行いました。今後も子どもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、計画の見直しについて見極めを行っていきます。

4. PDCAサイクルによる推進状況チェック

本計画の進行管理においては、「PDCAサイクル」に基づいて、計画の実施状況の点検・評価をし、必要に応じて課題の検討を行い、取り組みの改善や見直しなどを行っていくこととします。

このため、計画内容の審議にあたった「南風原町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、適時、取り組みの見直しを行っていきます。



>> 資 料 編

資料 1 南風原町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、南風原町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要と認めるときには、関係者の出席を求めて、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、民生部こども課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料２ 南風原町 子ども・子育て会議 委員名簿

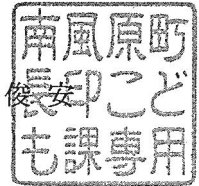
	名 前	所 属	備 考
1	神里 博武	かみざと社会福祉研究所 主宰	識者 ◎会長
2	大城 昌信	みつわ保育園 園長	認可保育園 ○副会長
3	照屋 静江	翔南幼稚園 園長	町立幼稚園
4	山 本 隆	学童わんぱく家 代表	学童クラブ
5	玉城 節子	開邦幼稚園 園長	私立幼稚園
6	前城 永淳	よなは保育園 園長	認可外保育園
7	高橋 やちよ	公募委員	町民
8	外間 玲子	公募委員	町民
9	城 間 茜	子どもの保護者	ていだ保育園推薦
10	松田 佳奈恵	子どもの保護者	宮平保育所推薦

資料3 諮問、答申書

南こ第564号
平成26年5月30日

南風原町子ども・子育て会議会長 殿

南風原町長 城間 俊安



第一次 南風原町子ども・子育て支援事業計画について(諮問)

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）第61条第1項による「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、同条第7項の規定により、南風原町子ども・子育て会議の意見を求めます。

平成27年3月24日

南風原町長 城間俊安 殿

南風原町子ども・子育て会議
会 長 神里博武

南風原町子ども・子育て支援事業計画の策定について(答 申)

平成26年5月30日付、南こ第564号で諮問のありました、みだしの事業計画の策定について、本会議で慎重に審議を重ねた結果、「南風原町子ども・子育て支援事業計画」としてまとめましたので、別紙意見書を添えて答申いたします。

記

国では、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、子育て家庭への支援等を総合的に推進していくこととしました。

本会議では、その方向性を踏まえ、新制度に基づき「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」等の整備計画、保幼小連携、教育・保育の質の確保等について慎重な審議を重ね、「南風原町子ども・子育て支援事業計画」としてまとめました。

今後は、この計画に沿って「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、行政の取り組みを進めていきたい。

「南風原町子ども・子育て支援事業計画」は、6章の構成とし、その内容は別添資料のとおりとします。

(別紙)

・意見書

(添付資料)

・「南風原町子ども・子育て支援事業計画」

意 見 書

「南風原町子ども・子育て支援事業計画」の推進にあたって、下記の意見に十分に配慮し「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、関係機関等とも連携を密にし、各種事業の着実な推進を図るよう要望します。

1 本計画を推進していくにあたっては、教育・保育に関する必要量の見込みに沿った確保方策を年次計画に基づき整備すると共に、必要があれば前倒しも常に視野に入れて取り組むものとする。事業計画の変更の際には、子ども・子育て支援法第61条第7項の規程により、南風原町子ども・子育て会議の意見を聞きながら進めるものとする。

2 本計画の進行管理及び住民の保育・教育ニーズに即した事業展開を図るため平成29年度において南風原町子ども・子育て会議に諮り、計画の見直しを行うこととする。

資料4 南風原町子ども・子育て会議 会議開催の経緯

	開催日	場所	審議内容
1回目	平成26年5月30日	役場庁議室	1) 会議運営に関する取り決め 2) 子ども・子育て支援事業計画について概要説明 3) 南風原町の保育等の現状について 4) ニーズ調査の集計ポイント報告 5) 人口推計について
2回目	平成26年6月24日	役場庁議室	1) 幼児期の教育・保育提供区域について 2) 教育・保育事業等の「量の見込み」について 3) その他資料の説明
3回目	平成26年7月28日		1) 量の見込みについて説明 2) 確保策のイメージについて 3) 新制度に関する各種基準について
4回目	平成26年8月27日	役場庁議室	1) 各種条例等(案)について 2) 各保育施設の意向調査結果について
5回目	平成26年10月17日	役場庁議室	1) 各種確保方策等について 2) 各保育認定基準等について
6回目	平成26年12月4日	保健福祉総合防災センター	1) 教育・保育事業の「確保方策」について (追加修正) 2) 任意記載事項や次世代育成支援行動計画について／計画の骨子案の検討について
7回目	平成27年3月2日	役場庁議室	1) 教育・保育事業の「確保方策」について (追加修正) 2) 任意記載事項や次世代育成支援行動計画について／計画の骨子案の検討について 3) その他 ・町立幼稚園における新規で取り組む事業内容について ・新年度で取り組む新規事業等(病児・病後児保育など)について
8回目	平成27年3月23日	役場庁議室	1) 南風原町子ども・子育て支援事業計画について 2) 南風原町次世代育成支援行動計画の評価について(報告) 3) 事業所内保育事業(よいサマリア人保育園)について 4) 答申および意見書について(確認)

南風原町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行：南風原町 こども課

沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地

TEL：098-889-7028

協力：有限会社 システム・エッグ

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇 115-1

TEL：098-888-3090

